

今別町
第二期子ども・子育て支援事業計画
(素案)

2020（令和2）年3月
青森県 今別町

はじめに

近年急速な少子高齢化は、全国的な問題となっております。特に高齢化社会の中で子どもや子育ての環境は厳しくなっています。共働き家庭が増加し、祖父母や近隣住民とのつながりが希薄となり、育児・子育てに対する助言を得ることが困難となっております。子育ての悩みを誰にも相談できずに抱え込み、育児放棄や虐待のつながるケースも多々あります。

こうした中で、本町では2005（平成17）年に次世代育成支援対策法に基づく、「今別町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子どもを産み育て健やかに成長できる環境づくりに取り組んできました。また、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められたことに伴い、2015（平成27）年度からの5年間の第一期とする「今別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期の教育・保育及び地域の子ども子育て支援事業を計画的に実施してきました。

さらに国では2019（令和元）年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正し、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、幼保無償化等を実施することとしました。

こうした状況を踏まえ、本町では「第一期今別町子ども・子育て支援事業計画」の評価を行い、これまでの事業計画の施策を受け継ぎながら、取り組むべき事業、方策の見直しを行い「今別町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

計画策定にあたり、ご尽力いただきました「今別町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ご協力いただいた町民の皆様に心からお礼申し上げます。



令和2年3月

今別町長 中 嶋 久 彰



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口等の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 就業率の推移.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	21
4 子育て支援事業の利用状況.....	23
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	23
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	24
5 施策の進捗評価.....	26
6 本町における子育て支援に関わる課題.....	28

第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33
2 計画の基本目標	34
3 施策の体系図	35
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援.....	40
推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実.....	40
推進施策（2）保育サービスの充実.....	41
推進施策（3）子育て支援のネットワークづくり	42
推進施策（4）児童の健全育成	42
推進施策（5）その他.....	44
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進.....	45
推進施策（1）子どもや母親の健康の確保.....	45
推進施策（2）食育等の推進	46
推進施策（3）思春期保健対策の充実.....	47
推進施策（4）小児医療の充実	47
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	48
推進施策（1）次代の親の育成	48
推進施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	48
推進施策（3）家庭や地域の教育力の向上	51
推進施策（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	53
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備.....	54
推進施策（1）良質な住宅の確保	54
推進施策（2）安全な道路交通環境の整備.....	54
推進施策（3）安心して外出できる環境の整備	55
推進施策（4）安全・安心なまちづくりの推進等	56
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	57
推進施策（1）多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	57
推進施策（2）仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	58
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	59
推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	59
推進施策（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	60
推進施策（3）被害にあった子どもの保護の推進	60

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	61
推進施策（１）児童虐待防止対策の充実	61
推進施策（２）母子家庭等の自立支援の推進	62
推進施策（３）障害児施策の実施	62
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	64
推進施策（１）多様な就労の場の確保と就労の支援	64
推進施策（２）行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	64
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	67
1 教育・保育事業等の提供区域	67
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	68
（１）推計の手順	68
（２）子ども人口の推計	69
（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	70
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	71
（１）施設型事業	71
（２）地域型保育事業	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	75
（１）相談支援事業	75
（２）訪問系事業	77
（３）通所系事業	79
（４）その他事業	83
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	86
（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	86
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	87
（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方	87
（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	87
（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	87
（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	87
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	88

第6章 子どもの貧困対策	91
1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨	91
2 子どもの貧困対策に関する取り組み.....	92
3 具体的な施策	92
(1) 教育の支援.....	92
(2) 生活の安定に資するための支援.....	93
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	93
(4) 経済的支援.....	94
第7章 計画の推進・評価体制	97
1 計画の推進体制	97
2 計画の公表及び周知	97
3 計画の評価と進行管理.....	97
資 料 編	101
1 幼児教育・保育の無償化について	101
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	101
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	101
(3) 無償化の対象者・対象範囲等.....	102
2 今別町 子ども・子育て会議条例	104
(1) 設置条例.....	104
(2) 委員名簿.....	105
(3) 会議の開催日と審議内容	105
3 用語解説.....	106

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

今別町（以降「本町」という。）では、2010（平成22）年には「今別町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、少子化傾向に歯止めをかけるため、若い世代が家庭を築き、子どもを産み育て、すべての子どもが健やかに成長できる環境を実現できる体制づくりを推進してきました。また、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められ、本町では「子ども・子育て支援法」を基に、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「今別町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定し、2015（平成27）年度より5か年計画で、乳幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業等を計画的に実施してきました。

しかし、こうした施策を推進しながらも少子化は進行し、家庭や経済的な要因を背景とした厳しい状況下にある子どもの貧困問題の観点からも、国は女性の就業率の向上と保育の受け皿の整備を図るために2017（平成29）年6月「子育て安心プラン」を公表しました。さらに、2019（令和元）年10月に幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用を無償化する等の措置を講じ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

このような流れを受け、本町においても「すこやかで生きがいのあるまち」を基本理念に推進してきた第一期計画について、施策・事業の進捗評価ならびに事業量等の見直しを行う必要があります。引き続き、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てることができる新たな計画として「今別町第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援対策推進法による関連する諸制度の施策と連携しながら、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進するとともに、本町に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。



2 計画の位置づけ

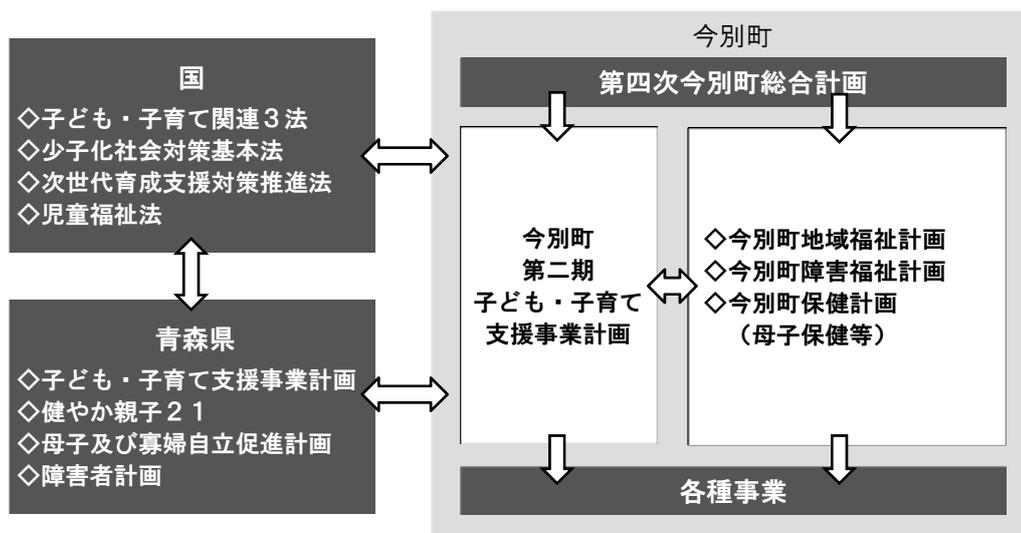
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に「改正次世代育成支援対策推進法」が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画の施策を受け継ぎながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進します。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第四次今別町総合計画」のもと、関連する「今別町地域福祉計画」「今別町障害福祉計画」「今別町保健計画」との整合性を図りました。

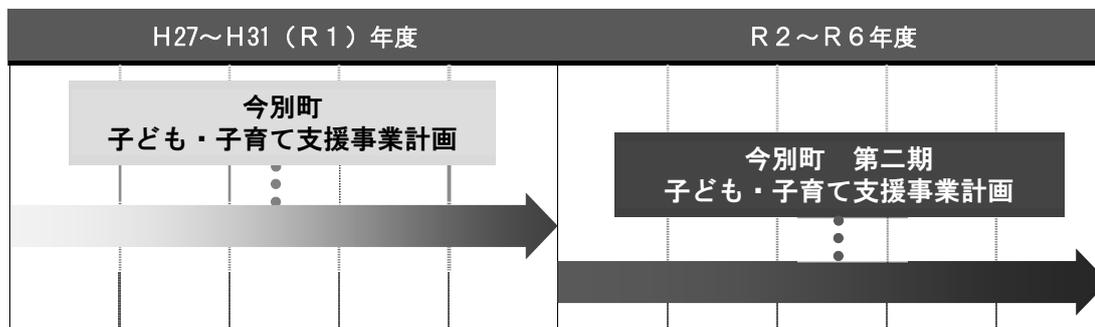
■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。



③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、子どもの保護者、学識経験者、関係団体代表などの委員で構成される「今別町子ども・子育て会議」を設置しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら会議で協議し、必要に応じて計画書への反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施については、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題

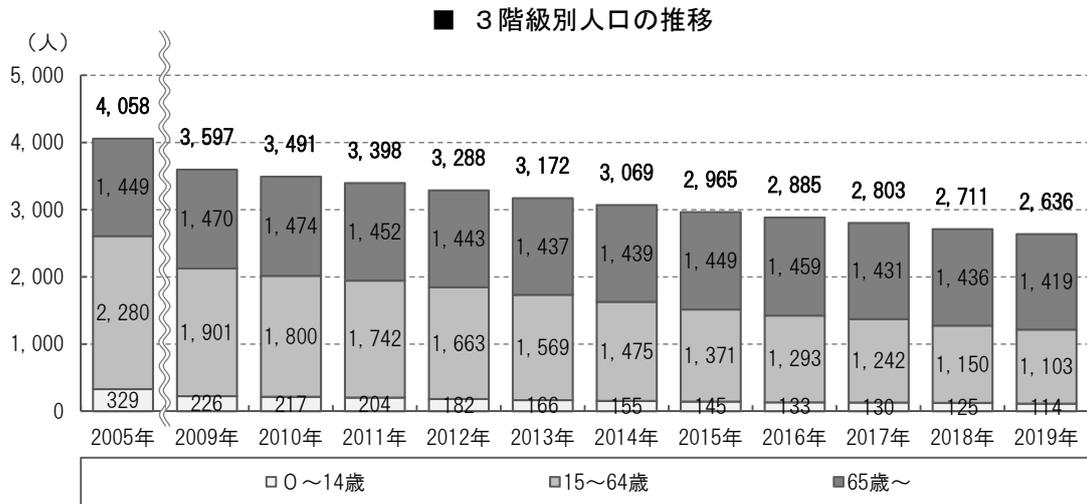


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

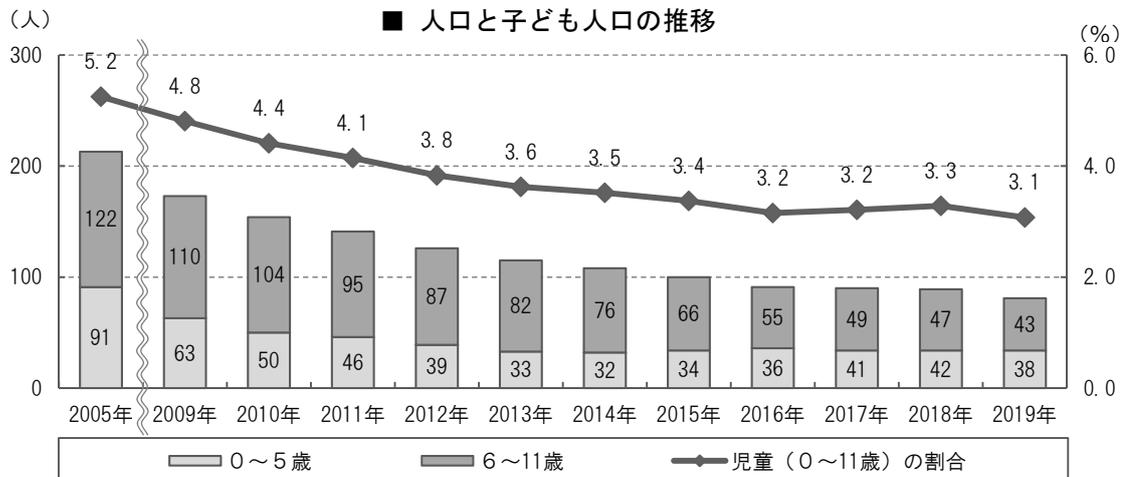
(1) 人口と子ども人口等の推移

本町の人口は2005(平成17)年以降減少し続けています。3階級別人口をみると、2005(平成17)年以降老年人口(65歳以上)は増減を繰り返しているものの、生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(0~14歳)は減少しています。



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

子ども人口(就学前児童および小学生)の減少割合は、人口の減少割合よりも大きく、児童(0~11歳)の割合は低下を続け、2019(平成31)年には3.1%となっています。



※児童(0~11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

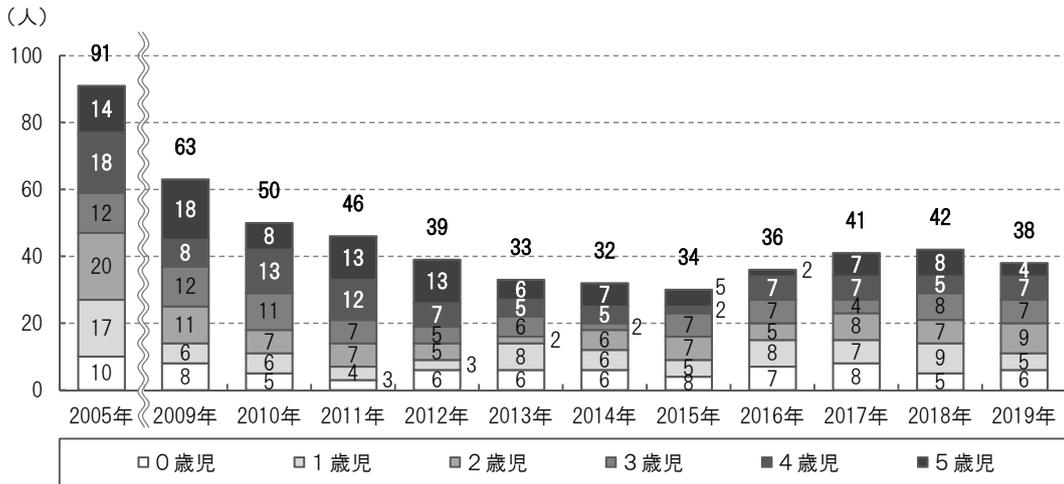
資料:住民基本台帳(各年3月31日)



さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけて増減を繰り返しますが、全体では25人（39.7%）減少しています。

このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5歳児の人口推移

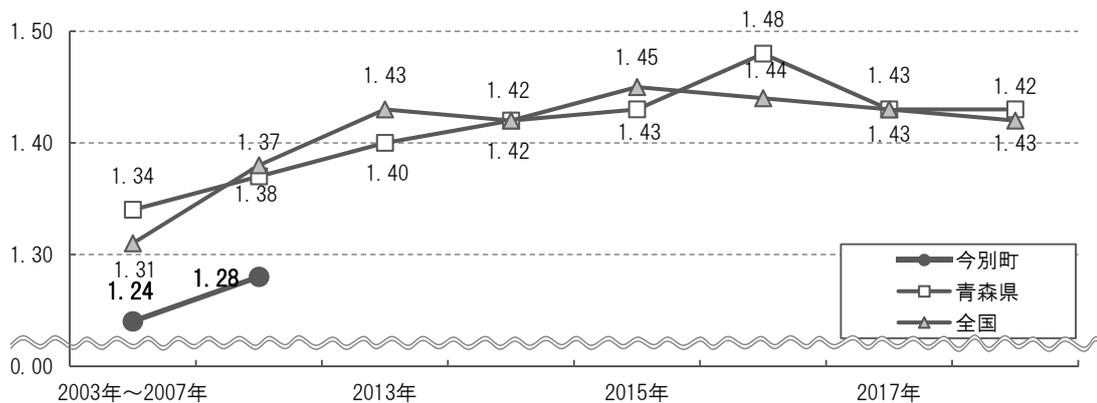


資料：住民基本台帳(各年3月31日)

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・県ともに2013（平成25）年以降は1.4台で推移し、横ばいの状態です。

■ 合計特殊出生率の推移



※2013（平成25）年以降については町の数値は公表されていません

※町の数値は5年間の平均値を用いています。

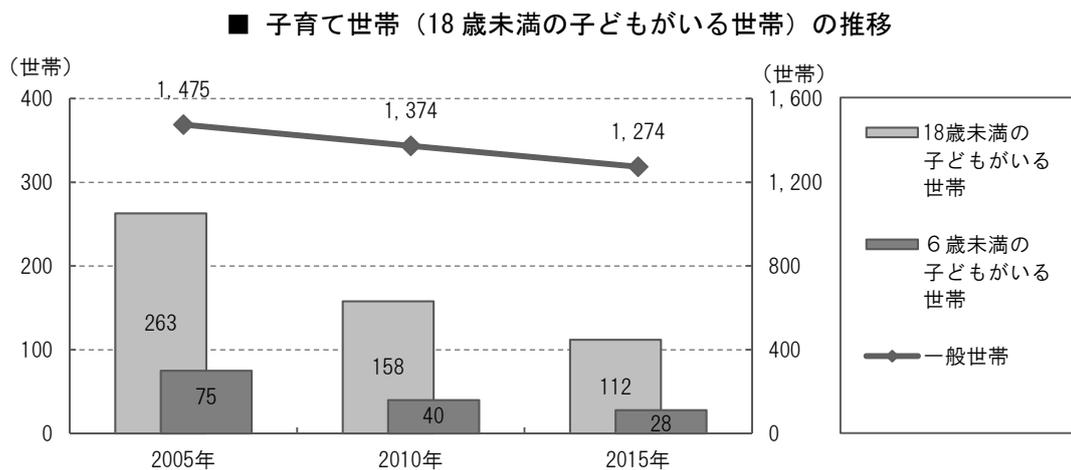
※合計特殊出生率…1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示したものです。

資料：青森県医務課からの人口動態統計

2 子育て世帯の状況

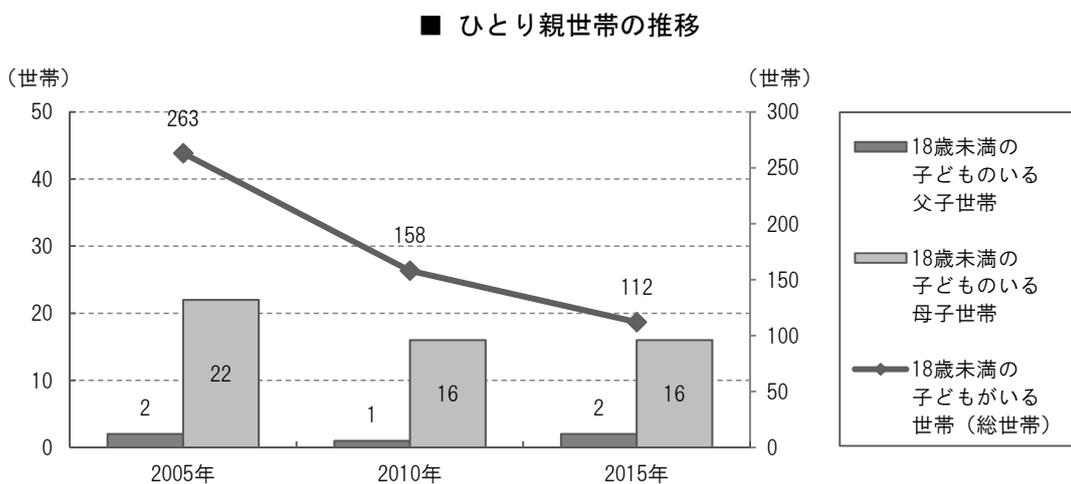
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯はいずれも減少しています。



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は大きく減少しているものの、18歳未満の子どものいるひとり親世帯は、父子世帯・母子世帯ともに横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査

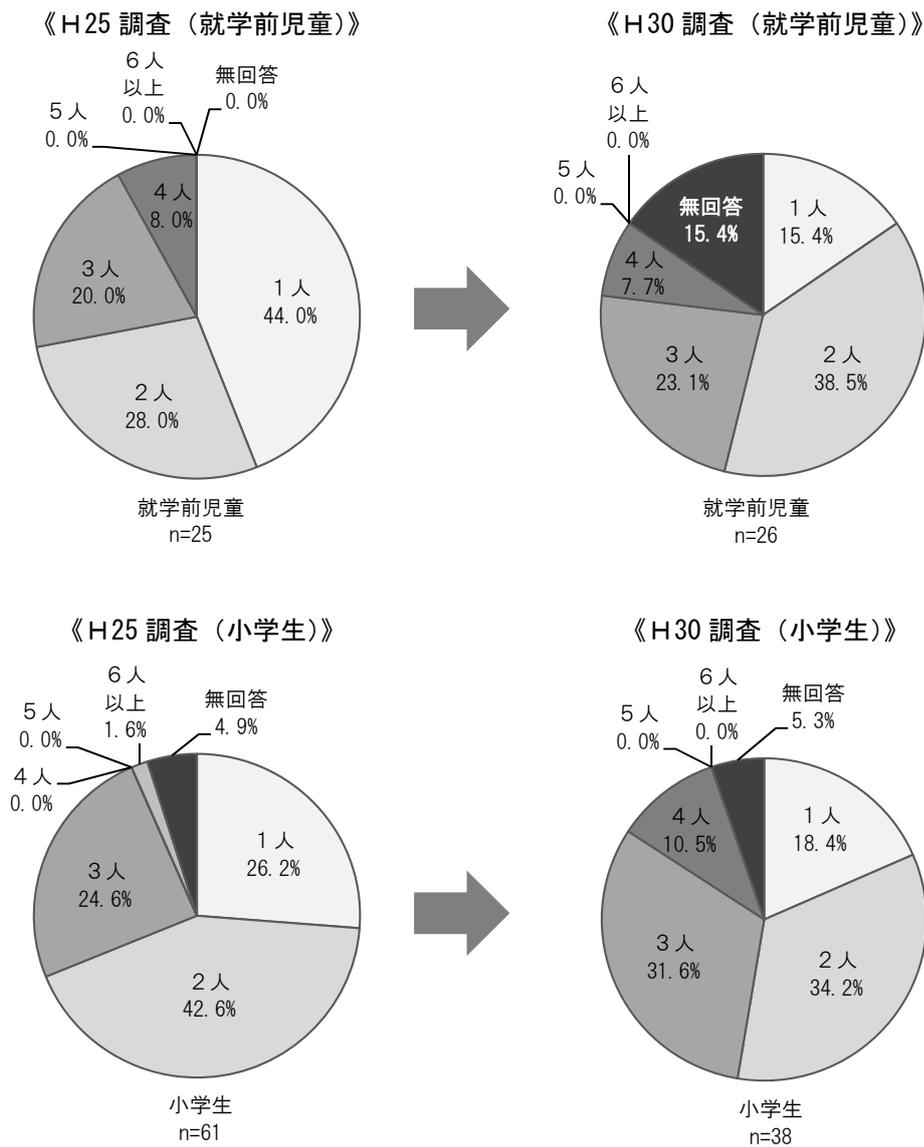


(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯・小学生の世帯ともに「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で69.3%、小学生で76.3%と小学生の世帯が7.0^{ポイント}高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、小学生の2人以上の子育て世帯は7.5^{ポイント}上昇しています。

■ 子育て世帯の子ども人数

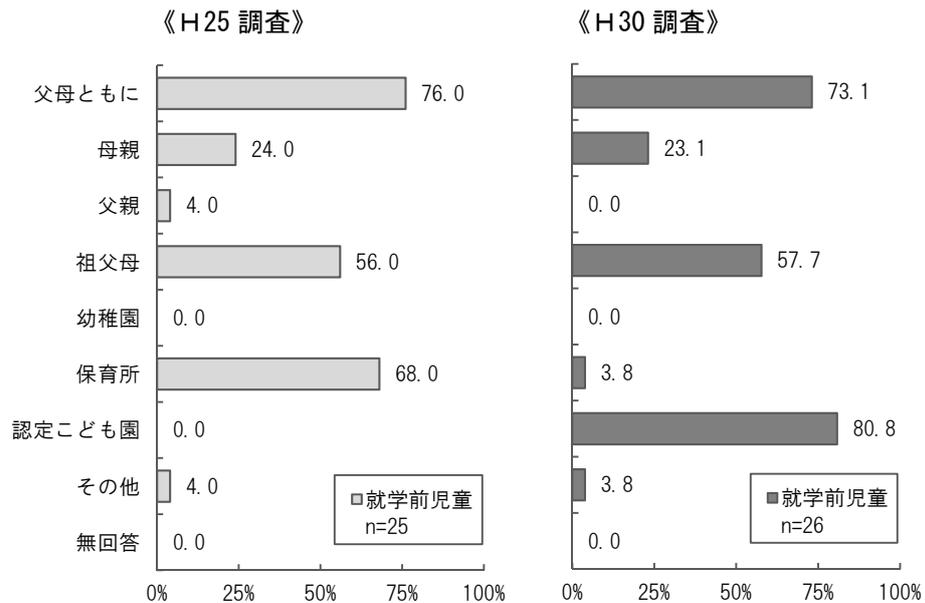


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「認定こども園」（80.8%）の割合が最も高く、次いで「父母ともに」（73.1%）、「祖父母」（57.7%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「保育所」は64.2^{ポイント}低くなり、「認定こども園」は0.0%から80.8%となり、「認定こども園」への移行が顕著になっています。

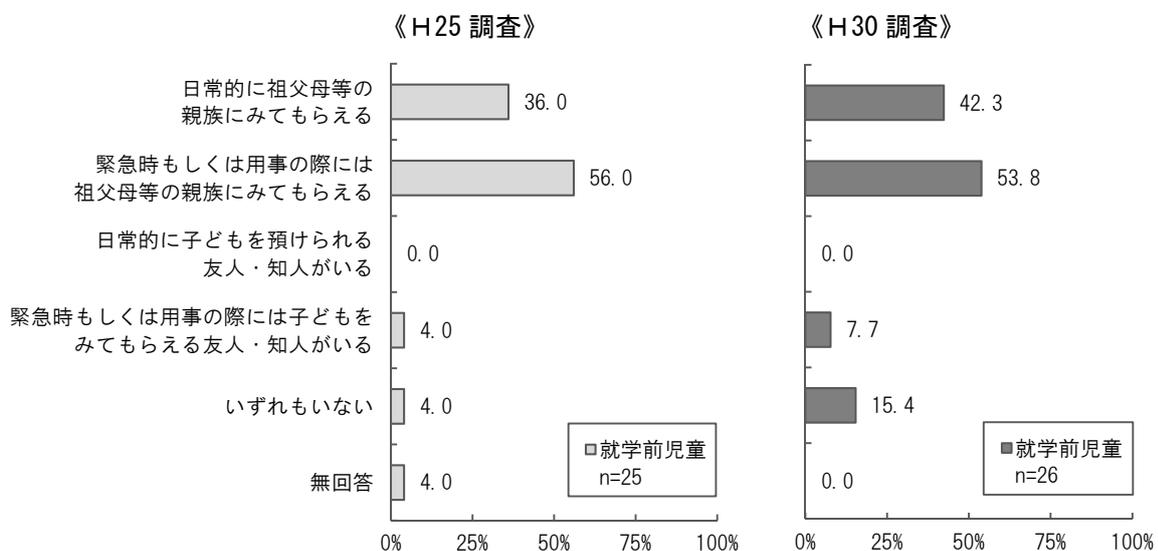
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査（H25）の4.0%から今回調査（H30）は15.4%と11.4^{ポイント}高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



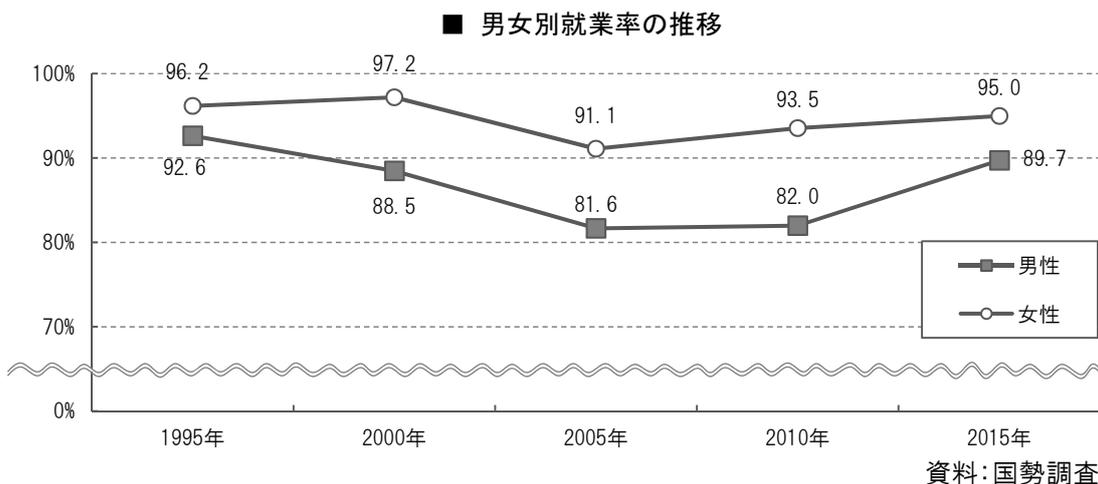
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



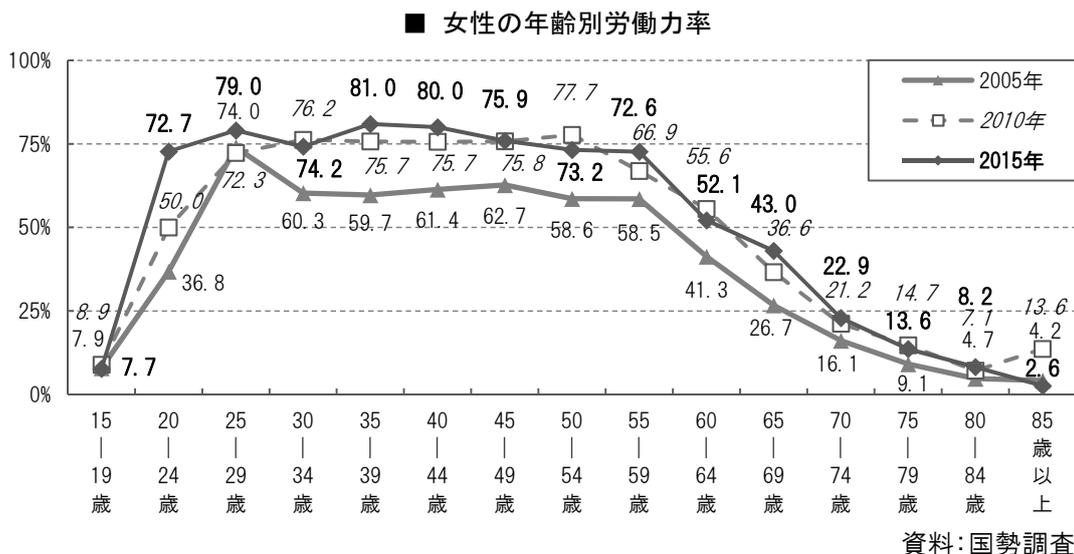
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、1995（平成7）年から2005（平成17）年にかけて男女ともに低下していますが、その後、2015（平成27）年にかけては男女ともに上昇しています。



女性の年齢別労働力率の推移をみると、2015（平成27）年の結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、25～29歳と35～39歳をダブルピークとした緩やかなカーブを描いています。子育て世代の就業率が高くなっていることから、子育て期間でも継続就業できる環境の整備が求められます。

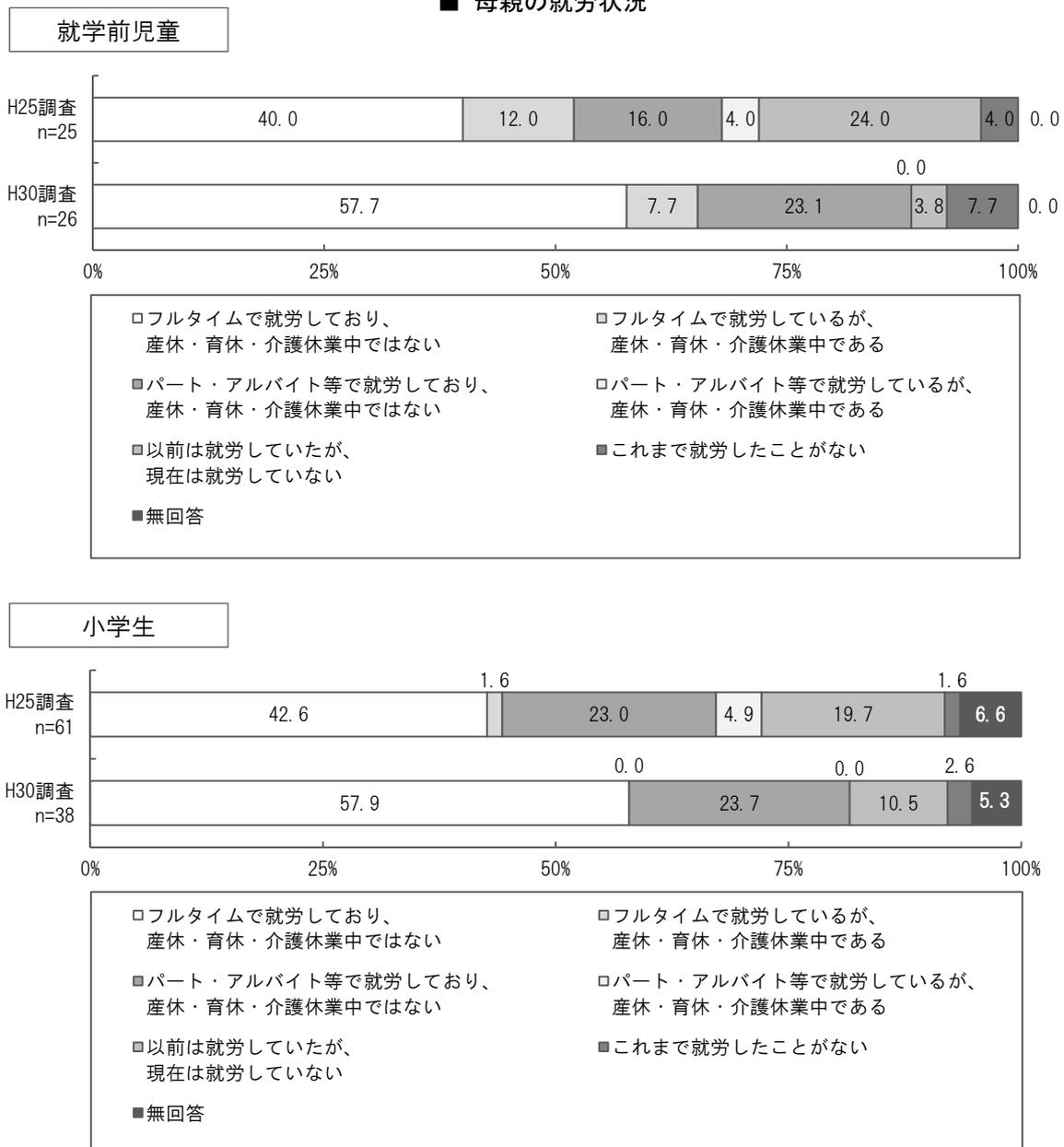


(2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で88.5%、小学生で81.6%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で7.7%、小学生では0.0%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では16.5^{ポイント}、小学生では9.5^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合は就学前児童で8.3^{ポイント}、小学生で6.5^{ポイント}それぞれ低くなっています。

■ 母親の就労状況



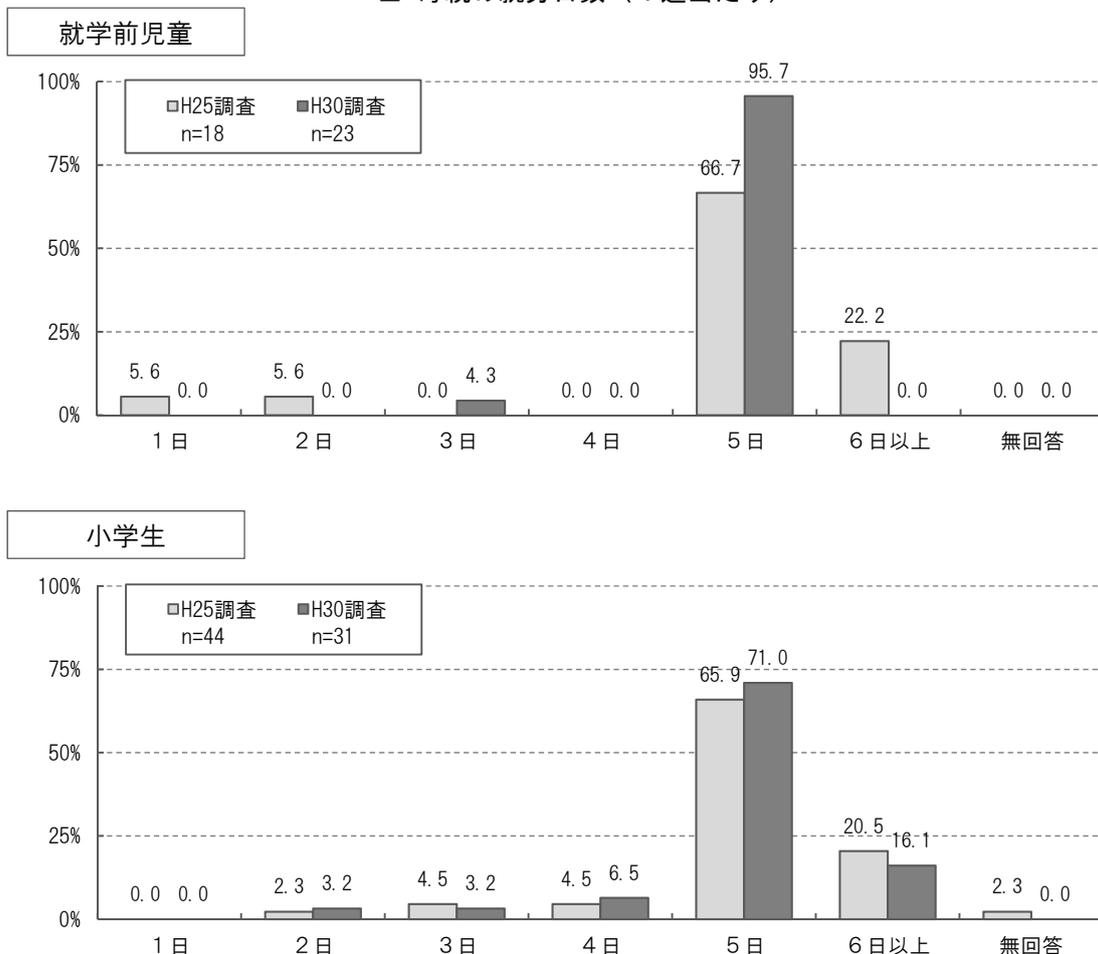
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(95.7%・71.0%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前児童では週に「5日」働いている母親の割合は29.0ポイント上昇していることから、保育事業の整備の必要性がうかがえます。

■ 母親の就労日数(1週当たり)

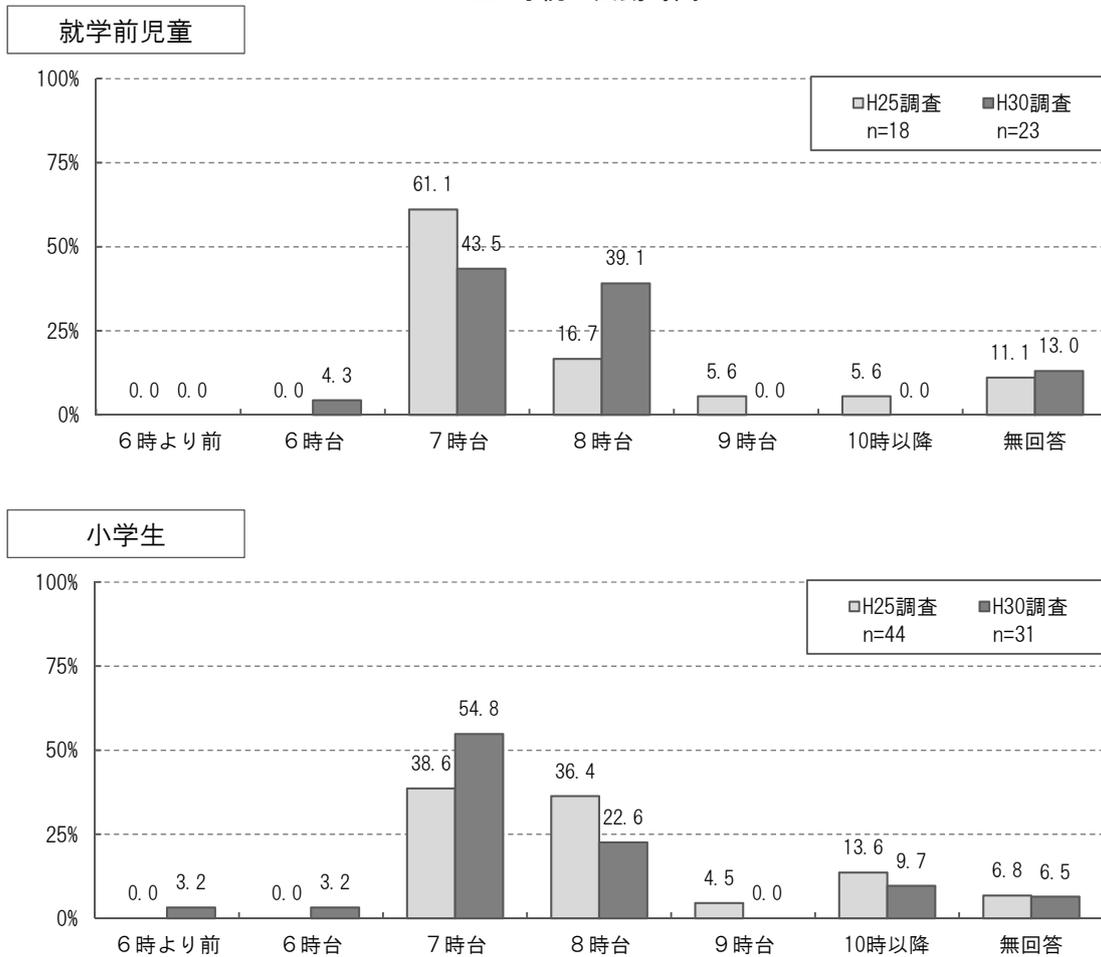


資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（43.5%・54.8%）、の割合が最も高く、次いで「8時台」（39.1%・22.6%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童は「7時台」で低下、「8時台」で上昇していますが、小学生は「7時台」で上昇、「8時台」で低下しています。

■ 母親の出勤時間



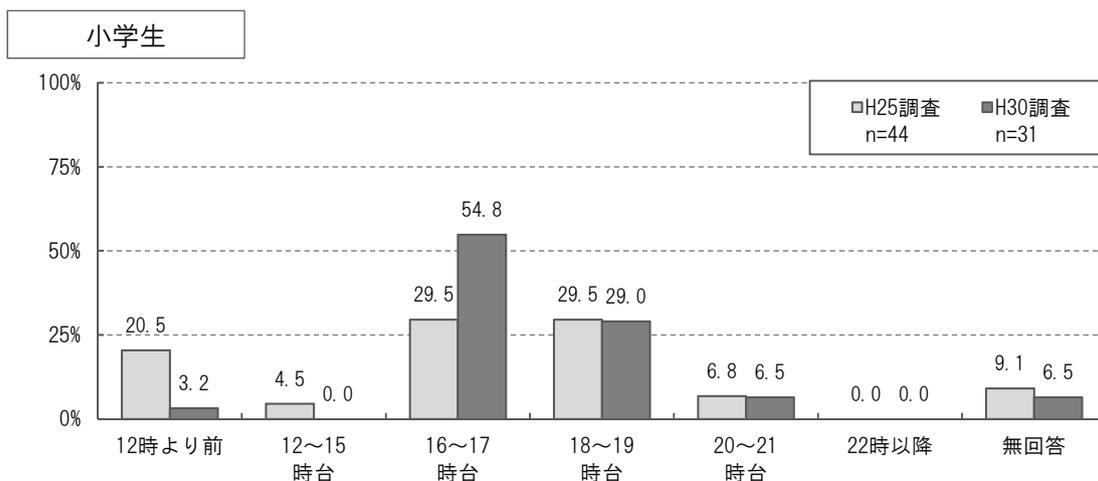
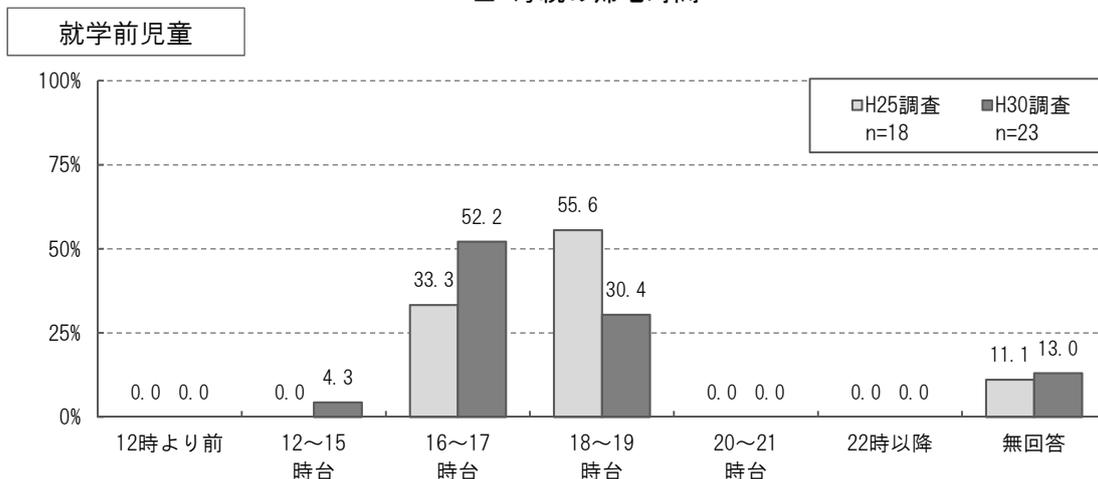
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（52.2%・54.8%）、の割合が最も高く、次いで「18～19時台」（30.4%・29.0%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」に帰宅する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の帰宅時間



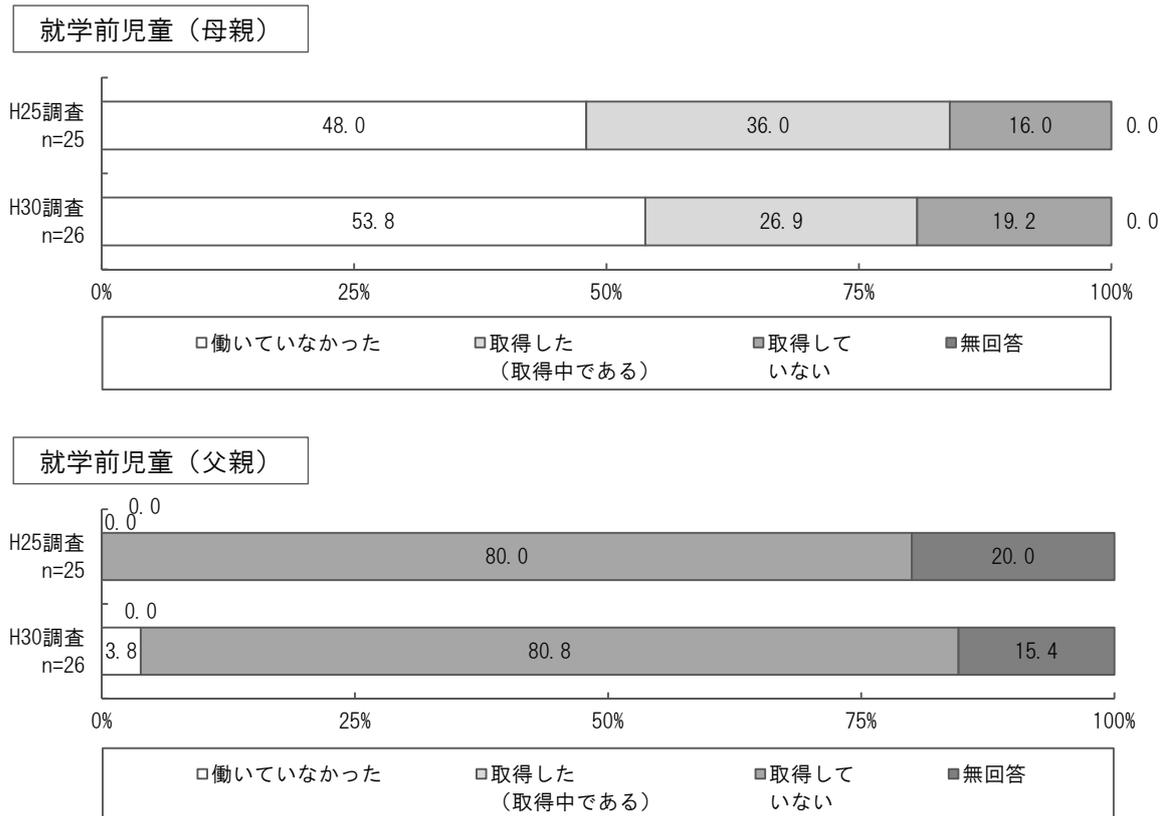
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は26.9%、一方、父親は0.0%となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は9.1^{ポイント}低くなり、父親は前回調査と同様に取得者がいない状況です。

■ 育児休業制度の利用状況



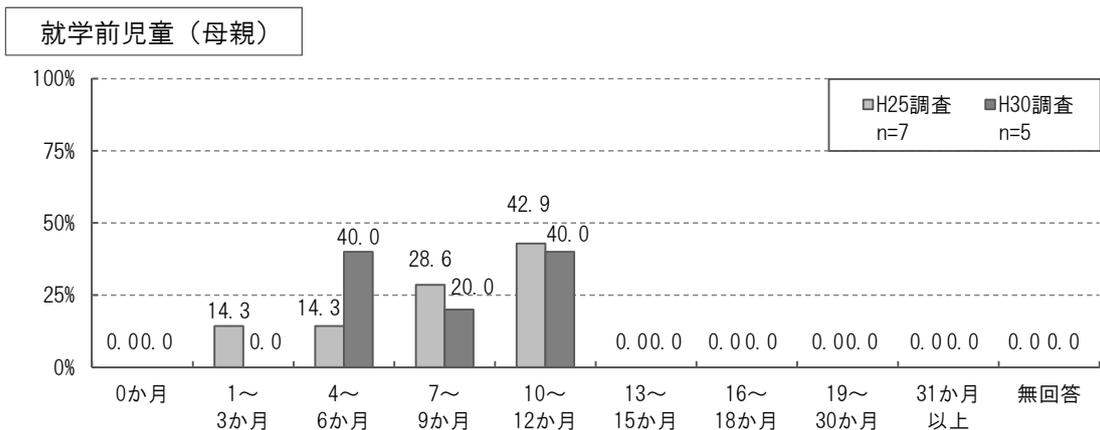
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「4～6か月」「10～12か月」（各40.0％）の割合が最も高く、次いで「7～9か月」（20.0％）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「7～12か月」では前回の割合を下回るものの、「4～6か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が短くなっている現状がうかがえます。

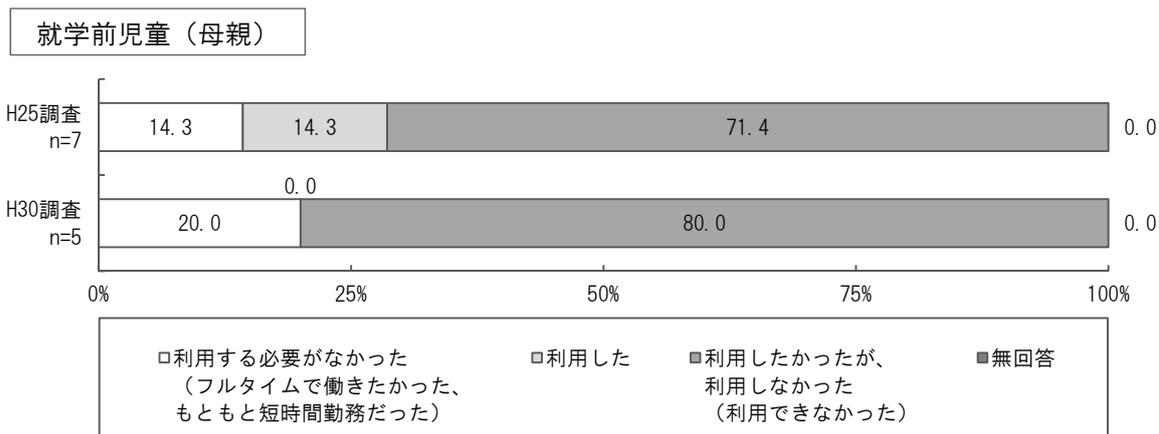
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は0.0％となり、前回調査と比較すると、14.3^{ポイント}低くなっています

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は84.6%となり、全員が「認定こども園」を利用しています。また、利用希望をみると、大半は「認定こども園」と回答していますが、23.1%は「保育所」、19.2%は「ファミリー・サポート・センター」の利用も希望しています。

前回調査（H25）との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は16.6^{ポイント}上昇しています。また、利用している教育・保育事業は「保育所」から「認定こども園」に移行しています。



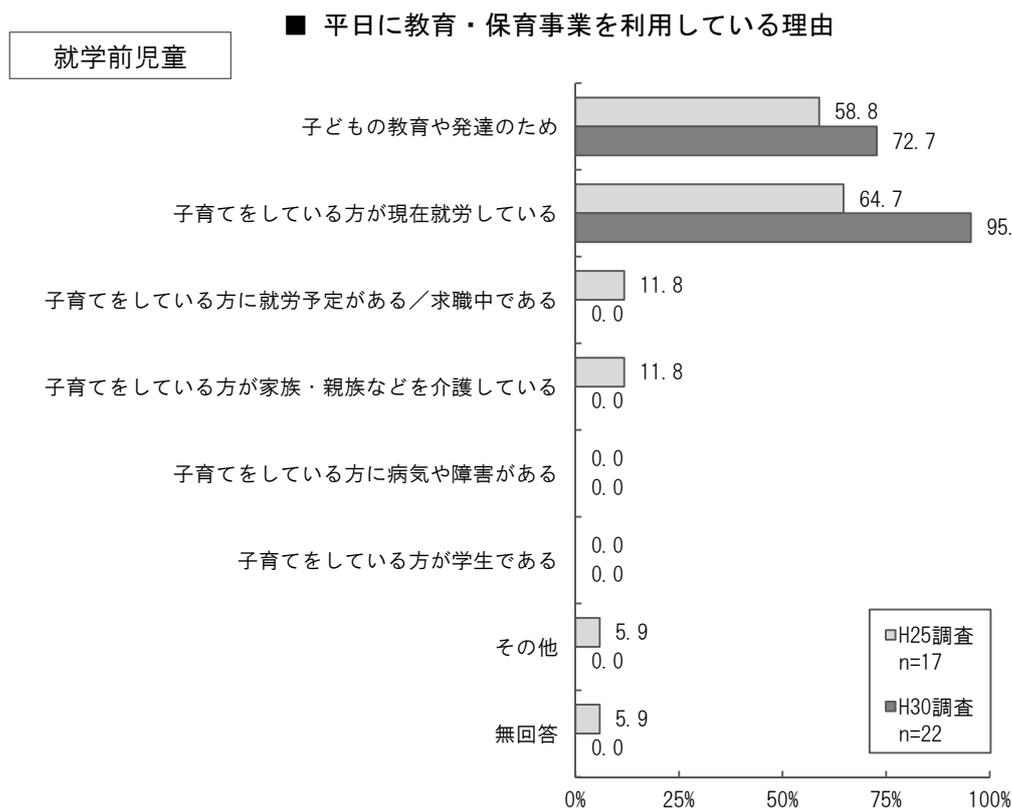
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(95.5%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(72.7%)となっています。

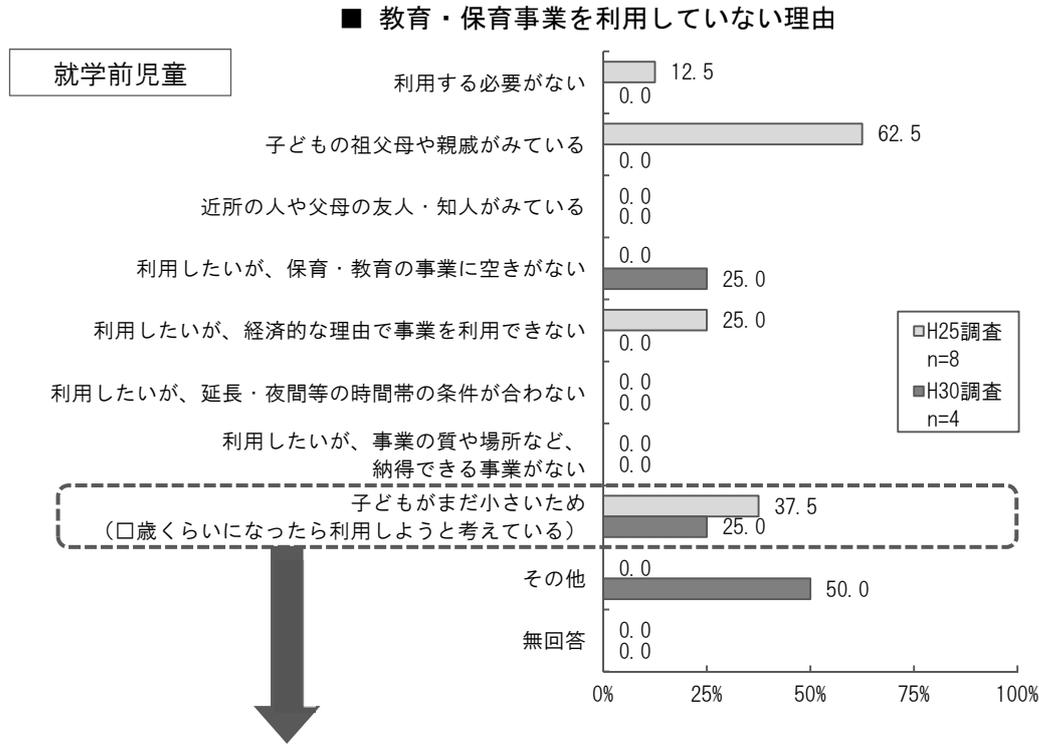
前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、30.8^{ポイント}高くなっています。



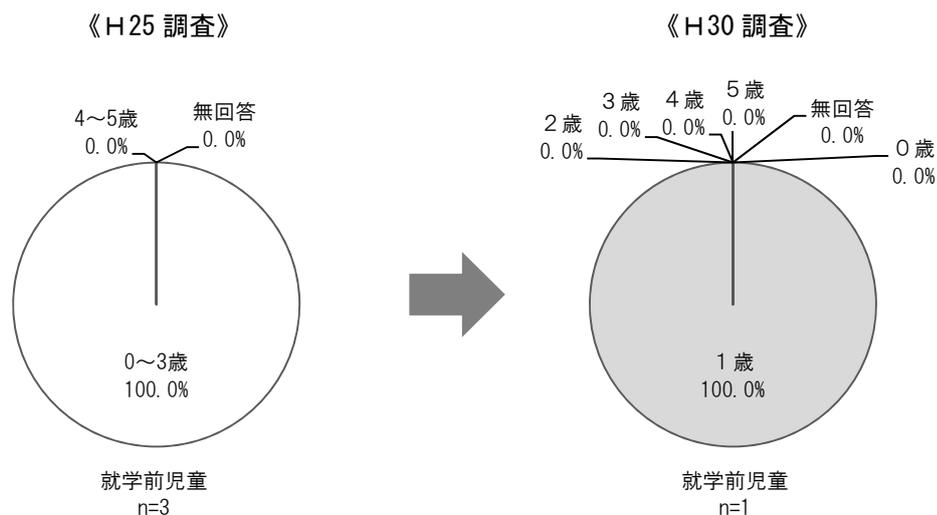
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「その他」（50.0%）、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」、「子どもがまだ小さいため」（各25.0%）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「子どもの祖父母や親戚がみている」方は62.5^{ポイント}、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方は25.0^{ポイント}低くなっています。



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



5 施策の進捗評価

今別町子ども・子育て支援事業計画は、8つの基本目標と28推進施策180事業により構成され、その結果として目標が達成できた36事業（20.0%）、推進できた52事業（28.9%）、実施中である32事業（17.8%）、実施したが見直しが必要となった2事業（1.1%）、未実施であった58事業（32.2%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	(A) 目標 達成	(B) 推進 できた	(C) 実施中 である	(D) 見直し 必要	(E) 未実施
計画全体	180	36	52	32	2	58
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援	44	5	10	12	0	17
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	10	3	3	1	0	3
(2) 保育サービスの充実	8	0	3	0	0	5
(3) 子育て支援のネットワークづくり	2	0	0	0	0	2
(4) 児童の健全育成	24	2	4	11	0	7
(5) その他	0	0	0	0	0	0
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	29	24	1	2	0	2
(1) 子どもや母親の健康の確保	15	15	0	0	0	0
(2) 食育等の推進	5	5	0	0	0	0
(3) 思春期保健対策の充実	6	4	1	1	0	0
(4) 小児医療の充実	3	0	0	1	0	2
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	39	3	24	7	0	5
(1) 次代の親の育成	3	2	1	0	0	0
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	21	1	17	2	0	1
1) 確かな学力の向上	5	0	5	0	0	0
2) 豊かな心の育成	4	0	4	0	0	0
3) 健やかな体の育成	6	1	4	1	0	0
4) 信頼される学校づくり	4	0	4	0	0	0
5) 幼児教育の充実	2	0	0	1	0	1
(3) 家庭や地域の教育力の向上	8	0	5	2	0	1
1) 家庭教育への支援の充実	2	0	2	0	0	0
2) 地域の教育力の向上	6	0	3	2	0	1
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	0	1	3	0	3

施策名	事業数	(A) 目標 達成	(B) 推進 できた	(C) 実施中 である	(D) 見直し 必要	(E) 未実施
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	12	0	1	4	0	7
(1)良質な住宅の確保	3	0	0	1	0	2
(2)良好な居住環境の確保	2	0	0	1	0	1
(3)安全な道路交通環境の整備	2	0	0	1	0	1
(4)安心して外出できる環境の整備	3	0	0	0	0	3
1)公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	2	0	0	0	0	2
2)子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	0	0	0	0	0	0
3)子育て世帯への情報提供	1	0	0	0	0	1
(5)安全・安心なまちづくりの推進等	2	0	1	1	0	0
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	19	0	4	2	0	13
(1)多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	10	0	1	2	0	7
(2)仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	9	0	3	0	0	6
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	9	1	2	2	0	4
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	0	2	0	0	1
1)交通安全教育の推進	3	0	2	0	0	1
2)チャイルドシートの正しい使用方法の徹底	0	0	0	0	0	0
3)チャイルドシートの貸付事業の推進	0	0	0	0	0	0
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	5	1	0	1	0	3
(3)被害にあった子どもの保護の推進	1	0	0	1	0	0
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	28	3	10	3	2	10
(1)児童虐待防止対策の充実	5	3	0	0	1	1
(2)母子家庭等の自立支援の推進	8	0	3	1	1	3
(3)障害児施策の実施	15	0	7	2	0	6
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	0	0	0	0	0	0
(1)多様な就労の場の確保と就労の支援	0	0	0	0	0	0
(2)行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	0	0	0	0	0	0



6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「今別町第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を利用している保護者は84.6%、利用していない保護者は15.4%となっています。また母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童（88.5%）、小学生（81.6%）となっています。2013（平成25）年度の前回調査と比較すると、母親の就労割合は就学前児童で16.5^{ポイント}、小学生で9.5^{ポイント}高くなっています。幼児教育・保育の無償化による利用の増加も見込んだ教育・保育事業の確保が必要となります。また保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童保護者の8割以上が子育てに関して周囲の協力が得られていましたが、そのうち1割の保護者は祖父母等の親族にみてもらえるケースでも「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。また日常のおよび緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいると回答した保護者は15.4%となっています。

子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者も7.7%となっており、個々のニーズに対応した子育て支援の提供および、公的な相談機関の周知徹底・普及、相談体制の整備について再検討する必要があります。

課題3 放課後子ども教室の充実

放課後の過ごし方について、「放課後子ども教室」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年時の利用は就学前児童で75.0%、小学生で83.3%が希望しており、小学校高学年時の利用では、就学前児童で50.0%、小学校で36.8%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方として、放課後子ども教室は一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

課題4 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(53.8%)、「保険料免除」(42.3%)という認知状況において、就労者のうち育児休業を取得または取得中の母親は58.3%、父親の取得者はいませんでした。また、2013(平成25)年度の前回調査と比較すると、母親は10.9ポイントの減少、父親は同様となっています。母親、父親ともに職場復帰時に「短時間勤務制度」をした保護者はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「職場に短時間勤務制度が無かった(就業規則に定めが無かった)」をあげています。

雇用及び経済面において、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、不安なく利用できる事業体制・運営となるよう改善をしていく必要があります。また、父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、取得しやすい職場環境の整備を行う事で育児参加の促進を進める必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

少子高齢化が進む中で、子どもからお年寄りまですべての町民が生きがいを持ち、ともに助け合い、思いやりに満ち、安心してすこやかに暮らせる生涯現役社会を形成することが共通の願いです。

近年、人口急減・超高齢化社会へ向かうなか、子育ての環境も大きく変化しています。町民が希望どおりに働き、結婚・出産・子育てを実現できる環境を整えるとともに人々の意識と流れを変え、少子化と人口減少を抑えるためにも総合的な政策を推進することが重要です。すべての子どもがすこやかに成長できるよう、今期も第一期計画の基本理念を継承し、良質かつ適切な子ども・子育て支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

すこやかで 生きがいのある まち



2 計画の基本目標

10年間の次世代育成支援対策により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を感じている家庭は少なくありません。

このため、子どもの健やかな成長を促す家庭環境を整備するとともに、子どもと家庭を地域社会全体で支えていく取り組みが不可欠となります。さらに、地域社会の交流を通じて子育てコミュニティを形成し、子育てに喜びや楽しさを感じられる環境づくりが求められています。

本計画では、①地域における子育て支援の活性化、②福祉施策と教育施策の連携強化、③次世代を産む若い世代への支援、を重点課題と捉えて下記の基本目標を定めて施策の立案・検討を行いました。

《計画の基本目標》

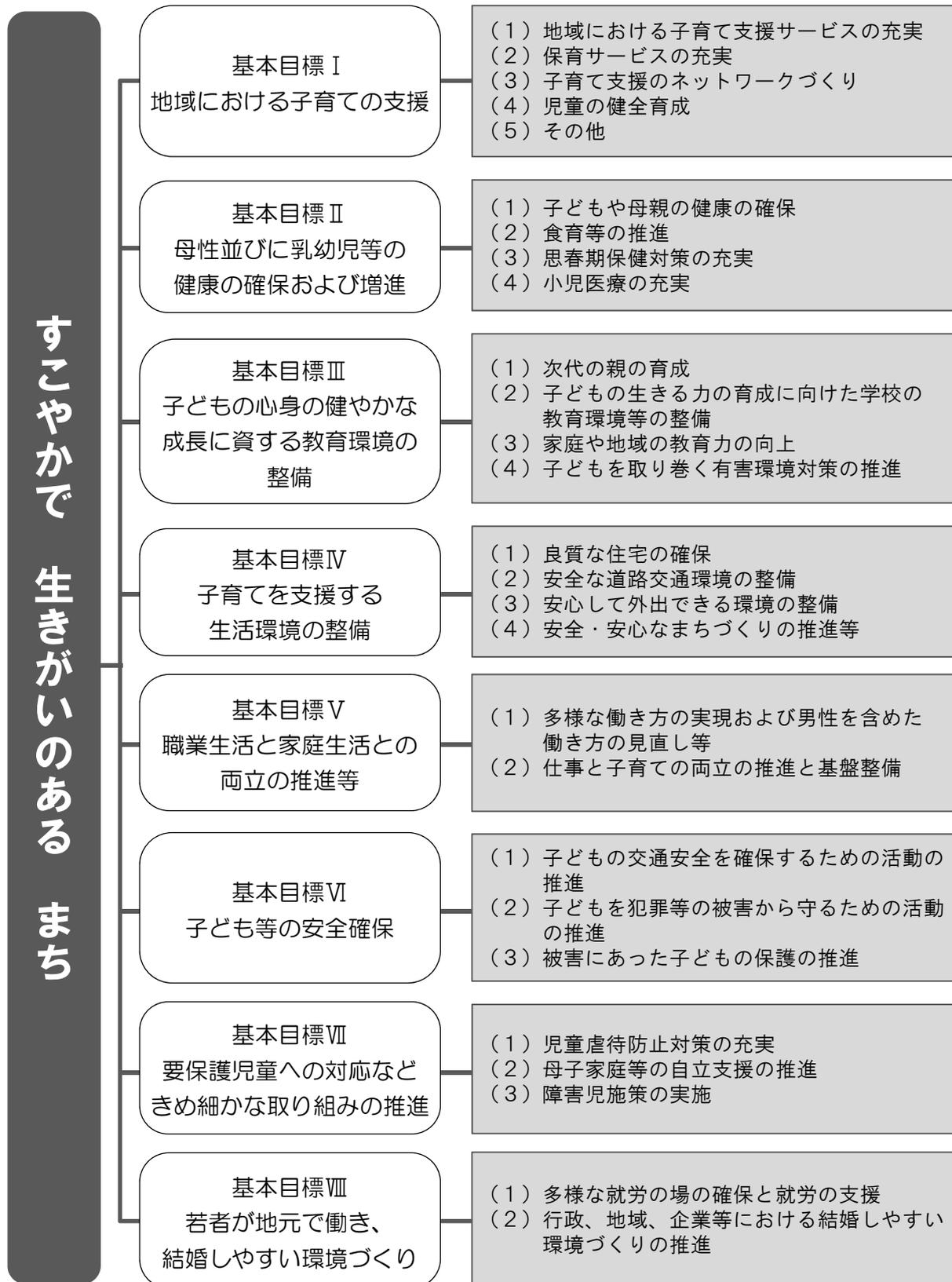
- 基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援
- 基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進
- 基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保
- 基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》



第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本町に必要な施策を盛り込みました。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実



基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

施策の展開

推進施策（１）地域における子育て支援サービスの充実

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- このため、子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- これらの取り組みに際しては、保護者が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。
- 育児支援家庭訪問事業の推進、子育て支援総合コーディネート事業の導入の検討を行います。

事業名	内容	第一期評価	担当課
保健指導・訪問	乳児への保健師による保健指導、訪問。	A	町民福祉課
町内ふれあい交流活動	町内老人クラブ活動の中で、世代間交流等のサロン活動を支援。 長期休暇（夏休み等）における児童の見守り活動を支援。	C	社会福祉協議会 町連合PTA 教育委員会
子育て相談	子育てに関する悩み等の相談。	A	町民福祉課 教育委員会
こども生活相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導。	B	町民福祉課 教育委員会
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。	B	町民福祉課 教育委員会
休日保育事業の推進	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に認定こども園を開所する事業。	E	町民福祉課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業。	A	町民福祉課
子育て相談（認定こども園）の充実	認定こども園において、子育て相談や情報を提供する事業、専用相談室の設置。	B	町民福祉課

事業名	内容	第一期評価	担当課
子育て支援総合コーディネート事業	地域における子育てサービスに関する情報を把握し、子育て家庭に対する総合的な情報提供等を行う。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（2）保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。
- こうした保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図ります。
- 延長保育、休日保育等の多様な保育需要に応じて、広く町民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。
- 保育サービスの質を確保する観点から、サービス評価等の事業を推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
通常保育事業の推進	受入れ体制の整備。	B	町民福祉課
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。	B	町民福祉課
障害児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業。	E	町民福祉課
認定こども園地域活動事業の推進	認定こども園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	B	町民福祉課
認定こども園の整備	施設の老朽化に伴う改築や耐震性の向上を図るための整備。	E	町民福祉課
保育サービス評価事業	保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業。	E	町民福祉課
事業所内保育施設の推進	事業所内保育施設への支援。	E	町民福祉課
延長保育事業の推進	認定こども園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



推進施策（３）子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成。	E	町民福祉課
少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている各団体との連携。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（４）児童の健全育成

- 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。
- 児童の健全育成を図る上で、公民館、学校等の社会資源および主任児童委員、児童委員、子育てサークル、地域ボランティア、子ども会、町内会等を活用した取り組みを進めていきます。
- 学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進します。
- このような社会資源を活用して、夏季および冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- 主任児童委員または児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取り組みなど、子どもと子育て家庭への支援を町民と一体となって進めていきます。
- 性の逸脱行動の問題点等については、教育・啓発を推進し、少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であるため、地域ぐるみの支援ネットワークの構築を検討します。
- また、個別的・具体的な問題に対しては、関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備します。

○子ども手当が、2012（平成24）年4月から児童手当として支給されています。
○小・中学校、認定こども園等への団体貸出の推進、学校図書館の充実と公共図書館との連携強化、1歳6か月児健診における読み聞かせの場の構築は廃止しました。

事業名	内容	第一期評価	担当課
スポーツ協会が行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	C	教育委員会
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業。	C	社会福祉協議会
児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。平成22年度から子ども手当の中で支給。	B	町民福祉課
就学援助費の支給	「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。	B	教育委員会
青少年相談事業の充実	関係機関との連携の強化。	C	町民福祉課
街頭補導活動の推進	青少年健全推進員、防犯連絡員等による問題行動の早期発見及び未然防止。	B	総務課 町民福祉課
子ども情報誌の作成と発行	子育てサークルの企画編集により子ども向けの情報誌の発行。	E	町民福祉課
スポーツスクール・教室の開催	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室の開催。	B	教育委員会
こども園の園庭開放の推進	こども園の園庭開放による、入所児童と地域児童との交流事業。	E	町民福祉課
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布。	C	町民福祉課
有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査の実施。	E	町民福祉課
青少年補導委員	関係機関と連携を図った研修会の開催。	E	町民福祉課
社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会。	C	町民福祉課
青少年環境浄化活動の推進	有害図書類追放、回収。	E	町民福祉課
読み聞かせボランティア養成講座の開催	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座。	E	教育委員会
読み聞かせボランティア研修の開催	読み聞かせボランティアの経験者を対象とした図書館司書による講座。	C	教育委員会
学校読み聞かせボランティアの育成と研修	学校等で読み聞かせボランティアをしているグループ単位で図書館司書による講座。	C	教育委員会
読み聞かせボランティアグループの育成と組織化	ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成。	A	教育委員会
小学校、認定こども園、子育てサークル等での読み聞かせの充実	保育士・教諭・図書館司書・ボランティアグループによる読み聞かせの定例的な開催。	C	町民福祉課 教育委員会
ブックスタート事業	乳児健診時に赤ちゃんとのふれあい、ことばと心を通わす時間を持つことを目的として絵本の手渡し。	A	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



推進施策（５）その他

- 施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。
- 認定こども園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。
- 各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等の公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗の活用を検討します。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

また、計画策定にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえて、「健康いまべつ21」を基本にして地域に根ざした住民活動との連携が必要です。

施策の展開

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。
- 乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をするなどして、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供します。
- 産後ケア事業を実施し、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦保健指導。	A	町民福祉課
乳幼児相談の充実	乳幼児とその親を対象とした子育て相談。	A	町民福祉課
乳幼児訪問指導の充実	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導。	A	町民福祉課
妊婦一般健康診査の実施（委託）	妊婦を対象とした医療機関における健康診査。	A	町民福祉課
乳児一般健康診査の実施	乳児を対象とした健康診査。	A	町民福祉課
1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	A	町民福祉課
2歳児健康診査の実施	2歳3か月～3歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	A	町民福祉課
3歳児健康診査の実施	3歳3か月～4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	A	町民福祉課



事業名	内容	第一期評価	担当課
事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発。	A	町民福祉課
乳幼児医療費の支給	乳幼児を対象とした医療費の支給。	A	町民福祉課
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種。	A	町民福祉課
新生児訪問	生後28日までの新生児の家庭を訪問し、身体測定や発達チェック・相談等を行う。	A	町民福祉課
1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科保健指導	1歳6か月児・2歳児・3歳児と保護者を対象としたう歯予防に関する歯科保健指導と歯科検診。	A	町民福祉課
こども園の虫歯予防教室	園児と保護者を対象としたう歯予防に関する講話とブラッシング指導。	A	町民福祉課
フッ素化物歯面塗布	1歳6か月～就学前の幼児を対象として、フッ素化物歯面塗布と歯科保健指導を行う。	A	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA=目標達成、B=推進できた、C=実施中である、D=実施したが見直しが必要、E=未実施、を意味しています。

推進施策（2）食育等の推進

○朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

○乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、認定こども園の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます。

○低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
こども園における食育教育	食生活、生活リズムの大切さの啓発とう歯予防の食習慣の啓発。	A	町民福祉課
離乳食指導	離乳食のすすめ方の理解。	A	町民福祉課
妊婦保健指導	妊婦の健康づくりを主とした食生活の啓発。	A	町民福祉課
乳幼児に対する栄養指導	望ましい食習慣の啓発。	A	町民福祉課
食育教室	幼児や小学生等を対象とした望ましい食習慣の啓発。	A	町民福祉課 教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA=目標達成、B=推進できた、C=実施中である、D=実施したが見直しが必要、E=未実施、を意味しています。

推進施策（3）思春期保健対策の充実

- 10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識を普及します。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や、地域における相談体制の充実等を進めます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
思春期健康教育の推進	思春期の健康問題についての正しい知識の普及・啓発。（中学生・高校生を対象とした思春期教室の開催）	A	町民福祉課 教育委員会
思春期保健相談の推進	思春期の健康に関する電話相談。	C	教育委員会
喫煙防止対策の推進	各学校を通じて、性に関する正しい知識の普及啓発、飲酒、喫煙、薬物乱用を防止するための教育を充実する。	A	町民福祉課
正しい性知識の普及		A	町民福祉課
薬物乱用防止教育の推進		B	教育委員会
飲酒防止対策の推進		A	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（4）小児医療の充実

- 小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。
- 小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下に積極的に取り組みます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
休日・応急診療所	小児救急医療の推進。	E	町民福祉課
医師会との連携強化	小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握等を検討する。	E	町民福祉課
情報提供体制の充実	小冊子の作成やホームページの設置等、小児医療に関する情報提供体制の充実を図る。	C	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

0歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期です。3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められます。小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要となります。思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要となります。

施策の展開

推進施策（1）次代の親の育成

○男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。

○家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
ボランティア保育体験の実施	中学生が体験学習として認定こども園で保育を体験。	B	教育委員会 町民福祉課
「いのちのお話」出前講座	小学生を対象として、助産師による「いのちのお話」出前講座の開催。	A	町民福祉課
思春期健康教育の推進	【再掲】	A	町民福祉課 教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

① 教育環境の充実

○子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども・学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
英語指導助手（ALT）の活用	英語指導助手（ALT）の小学校への派遣及び認定こども園への派遣。	B	教育委員会
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直し。	B	教育委員会
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導。	B	教育委員会
外部人材の活用	小・中学校の活性化を図るため外部人材の積極的な活用。	B	教育委員会
道徳教育の時間の確保	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用。	B	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

② 豊かな心の育成

○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域および関係機関とのネットワークづくり等を整備します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進。	B	教育委員会
教育相談体制の充実	来所による定期的な個別の面接相談。 電話による相談。 学校訪問相談員を活用した学校との情報交換。 適応指導教室における支援事業。 不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問。 スクールカウンセラーの活用。	B	教育委員会
道徳教育の時間の確保	【再掲】	B	教育委員会
社会人活用事業の実施	地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進する事業。	B	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

③ 健やかな体の育成

○子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫および改善等を進め、体育の授業を充実します。

○子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により改善し、また充実させるなど、学校における



スポーツ環境の充実を図ります。

○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
体育授業の充実	指導計画・指導方法の工夫。	B	教育委員会
運動部活動の支援	外部指導者の導入等による運動部活動の充実。	B	教育委員会
健康教育（保健）	関係機関・団体との連携等による指導の充実。	B	教育委員会
歯科保健対策の推進	小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発。	A	町民福祉課
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導。	C	教育委員会
健やかな体の育成・食育の充実	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導。 地産地消を推進しながら食育を実施。	B	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

④ 信頼される学校づくり

○学校評議員体制を活用し、地域および家庭と学校が連携・協力することで、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

○また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けていきます。

○子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。

○学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

事業名	内容	第一期評価	担当課
開かれた学校づくり	学校評議員制度の活用。	B	教育委員会
信頼される学校づくり	活動への補助及び行事への協力。	B	教育委員会
各小中学校PTA連絡協議会への支援		B	教育委員会
社会人活用事業の実施	【再掲】	B	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

⑤ 幼児教育の充実

○幼児保育の充実のため、幼児保育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

○認定こども園と小学校との連携の推進等を図っていきます。

事業名	内容	第一期評価	担当課
障害児保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
認定こども園と小学校の連携	認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携強化。	C	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（3）家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

○家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

○育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

○子育て経験者等を「子育てサポート」として養成・配置等することで、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、子育てサークル活動への支援等、地域で子育てを支援するネットワークの形成を図ります。

事業名	内容	第一期評価	担当課
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	B	町民福祉課
子育て家庭教育に関する学習機会の充実	公民館等における幼稚園・小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催。	B	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



② 地域の教育力の向上

○子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭および地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

○地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

○地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる各種体験活動の推進。	B	教育委員会
地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動促進。	E	教育委員会
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	C	教育委員会
自然体験講座の開催	森林や河川等の自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催。	C	教育委員会
スポーツスクール・教室の開催	【再掲】	B	教育委員会
託児つき講座の開催	就学前の子どもをもつ親が参加しやすいよう託児つきの講座の開催。	B	教育委員会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	内容	第一期 評価	担当課
青少年相談事業の充実	【再掲】	C	町民福祉課
健全育成に関する啓発	【再掲】	C	町民福祉課
街頭補導活動の推進	【再掲】	B	総務課 町民福祉課
有害図書立入調査の実施	【再掲】	E	町民福祉課
青少年補導委員研修会の開催	関係機関と連携を図った研修会の開催。	C	町民福祉課
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	関係機関の連携を図り、地域での青少年育成活動を推進する事業。	E	町民福祉課
インターネットの適正利用の啓発	インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発事業。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子育てをしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、1人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

施策の展開

推進施策（１）良質な住宅の確保

- 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進します。
- 公共賃貸住宅は、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居についての検討を行います。また、地域の実情等を踏まえつつ、認定こども園等の子育て支援施設の一体的な整備を検討します。
- さらに、町民に身近な役場として、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。
- シックハウス相談窓口の設置は廃止しました。

事業名	内容	第一期評価	担当課
計画的な公営住宅の建て替え	町営住宅の建て替えを促進する。	C	建設水道課
持家取得・賃貸住宅供給の促進	公的融資制度の充実。	E	総務課
宅地供給の促進	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導。	E	総務課
公共賃貸住宅等の整備	公営住宅等の整備。	C	建設水道課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）安全な道路交通環境の整備

- 子ども、子ども連れの親等が安全・安心して通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取り組みを行うことが必要です。
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、幅の広い歩道の整備を推進します。

○死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」においては、歩道、ハンプ（段差）、クランク（鉤型十字路）等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
地域の道路の整備	道路・歩道の整備。	C	建設水道課
交通安全施設の整備	通学路整備・交差点改良整備・道路照明灯設置。 防護柵・道路反射鏡。 信号の設置要望。	E	総務課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（3）安心して外出できる環境の整備

① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

○妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

○公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進します。

③ 子育て世帯への情報提供

○「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
公共交通機関のバリアフリー化	ノンステップバスの導入促進。	E	総務課
建築物のバリアフリー化	建築物における段差の解消、スロープの設置等。	E	総務課 産業観光課 教育委員会
インターネットによるバリアフリー情報の提供	インターネットにおいて、町内の公共施設や公共交通機関等のバリアフリー情報を提供する。	E	企画課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



推進施策（４）安全・安心なまちづくりの推進等

- 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場および公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。
- 侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。

事業名	内容	第一期評価	担当課
防犯灯の設置	町内各所に防犯灯を設置。	B	総務課
防犯グッズの周知啓発	広報等により各種防犯グッズの啓発。	C	総務課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況の中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

また、非正規雇用者として働く女性の労働条件は低く、男性は仕事本位、企業本位の環境の中で就労しています。このような状況は結果として少子化をもたらしてしまいます。

仕事と生活の調和がとれた社会を実現させるには、仕事と子育ての両立のための「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指す必要があることから、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があります。

施策の展開

推進施策（1）多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

- 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因を解消します。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国や県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善。	C	町民福祉課
男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	E	町民福祉課
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	E	町民福祉課
再就職準備セミナーの開催協力	育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	E	町民福祉課
労働相談・職業相談の開催協力	労働問題及び職業相談の開催協力と広報等による周知。	E	町民福祉課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法・労働基準法・育児・介護休業法等の周知。	E	町民福祉課
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発。	C	町民福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	【再掲】	B	町民福祉課 教育委員会



事業名	内容	第一期評価	担当課
休日保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
緊急・一時保育事業の推進	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

○保育サービスおよび放課後児童健全育成事業の検討を行います。

○仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国や県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
通常保育事業の推進	【再掲】	B	町民福祉課
乳児保育事業の推進	【再掲】	B	町民福祉課
障害児保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	【再掲】	B	町民福祉課 教育委員会
休日保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
緊急・一時保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
子育て支援総合コーディネート事業	【再掲】	E	町民福祉課
延長保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
男性子育て講座の開催	男性が子育てに参加するための講座の開催。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。

子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要になります。

施策の展開

推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の推進

○子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。

○地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。

② チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

○チャイルドシートの正しい使用方法の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。

○正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

③ チャイルドシートの貸付事業の推進

○本町では、乳幼児の健全育成支援、交通安全対策および少子化対策の一環としてチャイルドシート貸付事業を実施しており、今後、同事業の推進を図っていきます。

対象者は、乳幼児（6歳未満）と同居する保護者、または外国人登録法による外国人登録原票に登録されている人となっています。

○犯罪・被害情報の提供は廃止しました。



事業名	内容	第一期評価	担当課
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	B	総務課
交通事故・事故防止情報の提供	子どもを交通事故の被害から守るための情報提供。	E	総務課
交通安全教育の促進	認定こども園・小学校・中学校等での交通安全教室の開催。 交通安全ポスターの募集。 子ども自転車大会の開催。	B	総務課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動を推進します。

○子どもが犯罪の被害にあわないようにするための防犯講習を実施します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
地域安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	E	総務課
防犯灯設置への支援	町内会への防犯灯設置補助の継続。	A	総務課
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施。 老人クラブを母体とし、散歩がてら公園や街路にいる子どもたちに声をかける。	C	総務課 社会福祉協議会
地域安全教育の促進	公民館等での地域安全教室の開催。 幼児・児童の保護者への地域安全教室の開催。	E	総務課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）被害にあった子どもの保護の推進

○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
相談体制の整備の検討	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備の検討。	C	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。

また、障害についての社会的な理解は今なお十分ではないことから、障害児のいる家庭においても周囲の理解不足等という問題があり、教育的支援や相談支援、適切な情報の周知などの総合的な支援策が求められています。

施策の展開

推進施策（1）児童虐待防止対策の充実

○虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。

○特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけていきます。

○母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

事業名	内容	第一期評価	担当課
虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談、指導。	A	町民福祉課
虐待の早期発見と予防	健康相談・健康診査・訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援。	A	町民福祉課
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用。	D	町民福祉課
虐待防止ネットワークの活用	関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動。	A	要保護児童対策地域協議会

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



推進施策（２）母子家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、「母子および寡婦福祉法」や「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号）の規定を踏まえたきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。
- 具体的には、認定こども園の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

事業名	内容	第一期評価	担当課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	B	町民福祉課
遺児手当の支給	「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している人を対象とした手当の支給。	B	町民福祉課
婦人相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する相談・助言・指導。	C	町民福祉課
母子家庭等医療福祉費の支給	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給。	B	町民福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子および寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付。	D	社会福祉協議会
母子家庭等の親への就業支援	母子家庭自立支援教育訓練給付金・母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給。	E	町民福祉課
親子関係を深めるための行事の充実	母と子、父と子のふれあいを深めるための親子関係の行事の推進と子育てに対する意識の向上。	E	町民福祉課
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービスの実施。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。

推進施策（３）障害児施策の実施

- 障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療および医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- 障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等、家族への支援も併せて行います。

○さらに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育および療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行います。

○認定こども園や放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業名	内容	第一期評価	担当課
短期入所事業の充実	保護者の疾病等の理由により、家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業。	E	町民福祉課
障害児保育事業の推進	【再掲】	E	町民福祉課
特別児童扶養手当の支給	障害児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	B	町民福祉課
障害児福祉手当の支給	障害児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	B	町民福祉課
障害者扶助料	心身に重度の障害がある人、またはその人を監督保護している人を対象とした手当の支給。	B	町民福祉課
重度心身障害児等医療費の支給	重度心身障害児等を対象とした医療費の支給。	B	町民福祉課
遺児へ入学・卒業(中学校)祝金の支給	遺児手当受給児童・生徒へ入学祝金、中学校卒業生には卒業祝金を支給。	B	町民福祉課
補助具の交付及び日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付。	B	町民福祉課
当事者団体への支援	団体活動支援。	C	町民福祉課
特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受入れ。	B	教育委員会
障害児デイサービス事業の充実	社会適応訓練を中心としたデイサービス。	C	町民福祉課
徘徊知的障害児等家族支援事業	徘徊知的障害児の探索のため、GPSを利用した器具の貸し出し。	E	町民福祉課
レスパイトサービスの実施	介護疲れや緊急時の介護の支援。	E	町民福祉課
ガイドヘルプ事業	脳性麻痺、視覚障害児の移動の支援。	E	町民福祉課
肢体不自由児童生徒介護員派遣事業	肢体不自由児童・生徒を対象にホームヘルパーの派遣。	E	町民福祉課

※「第一期評価」の記号は、第一期計画の実施においてA＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施、を意味しています。



基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

若年者の失業やアルバイト等の不安定な雇用による経済的自立の遅れが、未婚化等の要因の一つになることが指摘されています。また、県内の若者は進学、就職を機に県外へ流出する実態が見られることから、県内における若年者の就業機会の確保等に努めるとともに、地元で就労した若者が、結婚しやすい環境づくりを推進します。

施策の展開

推進施策（１）多様な就労の場の確保と就労の支援

- 若年者等の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援します。特に、新規就農者に対する支援の強化や、進路決定前の学生や就農を目指す人の実地体験等を充実します。
- 若年者等の就業を推進するため、勤労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等を推進します。
- 若者のU・J・Iターン推進に向けた支援制度の検討を行います。

推進施策（２）行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

- 若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策を推進し、男女の出会いや交流が幅広くできるように県内外の市町村や各団体に情報提供します。
- 男女の交流機会の提供や結婚に関する相談等、行政や地域、企業等が行える結婚しやすい環境づくりについて、支援の在り方を検討します。

第5章

子ども・子育て支援事業の 展開



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、教育保育の提供区域を設定しています。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

■ 今別町の子ども・子育て支援施設の位置図





2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2019（平成31）年の38人から2024（令和6）年には23人と推計され15人（39.5%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2019（平成31）年の43人から2024（令和6）年には20人と推計され23人（53.5%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

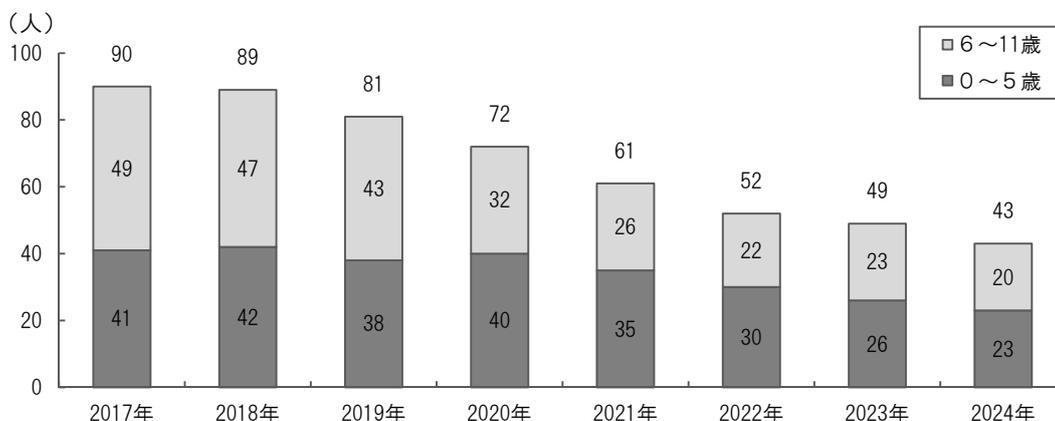
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	90	89	81	72	61	52	49	43
0歳	8	5	6	6	4	3	3	3
1歳	7	9	5	6	6	4	3	3
2歳	8	7	9	5	6	6	4	3
3歳	4	8	7	9	5	6	6	4
4歳	7	5	7	7	9	5	6	6
5歳	7	8	4	7	5	6	4	4
0～5歳	41	42	38	40	35	30	26	23
6歳	2	7	8	3	6	3	4	4
7歳	5	2	8	7	3	6	3	4
8歳	8	5	3	5	5	1	5	1
9歳	9	9	5	2	5	5	1	5
10歳	14	10	9	5	2	5	5	1
11歳	11	14	10	10	5	2	5	5
6～11歳	49	47	43	32	26	22	23	20

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計





(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	単位：%	
		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	20.0	20.0
タイプB	フルタイム×フルタイム	56.0	56.0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	24.0	24.0
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプD	専業主婦(夫)	0.0	0.0
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	20.0	8	7	6	5	5
タイプB	56.0	22	20	17	15	13
タイプC	24.0	10	8	7	6	5
タイプC'	0.0	0	0	0	0	0
タイプD	0.0	0	0	0	0	0
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	40	35	30	26	23

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼稚園と保育所が併設した施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「幼稚園」は3.8%となっています。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼稚園と保育所が併設した施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「保育所」は23.1%となっています。

③ 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所が併設した施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。

幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。

保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。

地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。



現状と課題

- 現在、本町では幼保連携型の認定こども園1か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は100.0%となっています。また、利用希望をみると「認定こども園」は88.5%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「通園しているこども園の先生方がいっしょけんめい子どもたちの為に働いてくださっているのが伝わってくるので安心して預けることができています。子どもも楽しく通っていますし、家庭ではなかなかできていない教育もしてもらっていて、だいぶサポートしてもらっています。」という意見がありました。

■ 認定こども園の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	32	29	33	37	32
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	13	14	16	18	18
3号認定	19	15	17	19	14
0歳	8	4	5	5	3
1・2歳	11	11	12	14	11
②第一期計画提供量	31	30	33	33	30
町内施設	28	27	32	32	29
町外施設	3	3	1	1	1
乖離(②-①)	▲1	1	0	▲4	▲2

※2019年度実績は見込み値



■ 認定こども園の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	39	34	30	26	23
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	23	19	17	16	14
3号認定	16	15	13	10	9
0歳	5	3	3	3	3
1・2歳	11	12	10	7	6
②確保目標量	43	43	43	43	43
1号認定	3	3	3	3	3
2号認定	23	23	23	23	23
3号認定	17	17	17	17	17
0歳	3	3	3	3	3
1・2歳	14	14	14	14	14
乖離(②-①)	4	9	13	17	20

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○町内に1園しかないので、幼稚園の利用希望がでてでも対応ができる体制をとるため、幼保連携型の認定こども園での提供体制を維持していきます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「小規模保育施設」は3.8%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「事業所内保育施設」は7.7%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。



③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「家庭的保育」は3.8%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められた家庭的保育者が保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

- 現在は町民福祉課で担当職員が子育て相談に対応している状況です。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①必要か所数	—	—	—	—	—
②第一期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離 (②-①)	—	—	—	—	—

※2019年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○町民福祉課内に2021（令和3）年3月までに子育て世代包括支援センターを開設する。利用者支援事業（母子保健型）については、センター業務との連携を図りながら、センター内において子育て相談窓口として対応します。



② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

- 地域の子育て支援に関する交流の場や関連情報の提供、子育て支援に関する相談や支援を地域子育て支援センター「ひまわり子ども館（今別こども園）」で行っています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は7.7%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	117	133	178	80	127
②第一期計画提供量	29	27	27	27	24
乖離（②－①）	▲88	▲106	▲151	▲53	▲103

※2019年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	128	120	98	75	68
②確保目標量	128	120	98	75	68
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子育て世代包括支援センターと連携しながら、相談体制の充実を図り、幅広い子育て支援環境をつくれます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対してサービス提供に結びつけ、子どもが健やかに育成されることを目的とした事業です。

現状と課題

○町内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行っています。また、メールを活用した育児相談等を行い、育児不安の軽減に取り組んでいます。

○ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	5	8	6	5	9
②第一期計画提供量	5	5	5	5	3
乖離(②-①)	0	▲3	▲1	0	▲6

※2019年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	6	4	3	3	3
②確保目標量	6	4	3	3	3
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○乳児全戸訪問事業周知のための広報活動、及び関係機関との連携を図ります。



② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関連機関との連携等から把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師が支援を行っています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	2	2	4	7	8
②第一期計画提供量	3	3	3	3	2
乖離(②-①)	1	1	▲1	▲4	▲6

※2019年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	5	3	2	2	2
②確保目標量	5	3	2	2	2
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○広報活動を充実し周知に努め、利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 現在、本町には児童養護施設等がないため、県など関係機関と連携を取り対応しています。
- ニーズ調査結果をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」の利用希望者はいませんでした。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
②第一期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2019年度実績は見込み値



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○養育を受けることが一時的に困難になった児童がでた場合の受け入れ先は必要になるため、近隣市町村と連携をとりながら、受け入れ先の確保を検討します。



② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では認定こども園1か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果をみると、未利用者は96.2%となっていますが、利用希望者は42.3%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	13	38	51	9	25
②第一期計画提供量	124	120	131	131	120
乖離(②-①)	111	82	80	122	95

※2019年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	27	27	27	27	27
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	27	27	27	27	27
②確保目標量	27	27	27	27	27
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	27	27	27	27	27
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○必要な時に受け入れができるよう、施設との連携を図ります。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 現状利用実績がほぼ無く、サービスを停止しています。
- ニーズ調査の自由意見では、「日曜日や祝日でも子供を見てもらえるところがあれば働きやすい。」「月に数回程度夜間（17～20時頃まで）も子供達を預かってくださると助かります。」という意見がありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画提供量	10	9	10	10	9
乖離（②－①）	10	9	10	10	9

※2019年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	15	14	12	10	9
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲15	▲14	▲12	▲10	▲9

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○社会的要因やニーズの動向をみながら、必要に応じてサービスの再開を検討します。



④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果をみると、父親・母親が休んで対処した方の57.1%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見では、「子供が病気（熱が出たなど）になった時、見てもらえる場所があると助かります。」という要望がありました。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
②第一期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2019年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	113	99	85	73	65
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲113	▲99	▲85	▲73	▲65

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○ニーズ調査からも利用を望む声があるため、近隣市町村と連携しながら、受け入れ体制の確保を検討していきます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○母体や胎児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう妊娠届出時に14回分の健診受診券を発行していきます。また、妊婦健診を定期的に受診するよう、保健指導を行うとともに、妊婦健診の結果に基づき、必要に応じて栄養指導や保健指導を行っています。

○ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	11	11	11	5	9
②第一期計画提供量	5	5	5	5	3
乖離(②-①)	▲6	▲6	▲6	0	▲6

※2019年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	6	4	3	3	3
②確保目標量	6	4	3	3	3
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も対象者の啓発をおこない、定期的な受診をすすめます。



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果をみると、定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は19.2%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「ファミリーサポート事業をしてほしい」という要望がありました。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画提供量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※2019年度実績は見込み値



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	28	23	20	19	17
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲28	▲23	▲20	▲19	▲17

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。



5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していませんが代替事業として、小学校と中央公民館を会場とし放課後子ども教室を年間125日開催しています。
- ニーズ調査の自由意見では、「夏休みや冬休みといった長期休みの時も荒馬っ子教室のように放課後児童会をやってもらいたいと思っています。」「荒馬っ子教室が18時までだと助かります。土曜日もいろいろ荒馬っ子で企画していただけますが、午前中送迎が必要となると難しいです。」「放課後子供教室は17時終了なので仕事の時間によりむかえができず利用できない。」という要望や意見がありました。

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	23	20	16	17	14
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲23	▲20	▲16	▲17	▲14

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子どもの人数も少ないため、親の就労に関係なく利用できる放課後子ども教室を実施しています。放課後児童クラブについては今後の需要動向をみながら実施の検討をおこないます。

《参考》

■ 放課後子ども教室の量の見込みと確保目標量

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	23	20	16	17	14
②確保目標量	23	20	16	17	14
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子ども医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。



こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。

第6章

子どもの貧困対策



第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨

子どもの貧困率は今なお高い状況にあり、支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しています。特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあり、厳しい状況であることから、各地域で子どもの貧困対策をめぐる様々な取り組みが広がる一方で、地域による取り組みの格差が拡大しています。

国は、明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」を公布し、これを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）を示しました。

具体的には、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取り組みが進められてきました。

2019（令和元）年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）」が公布されました。改正後の法律では、子どもが置かれた現在の状況も含めて、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じられること、また貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえて関係機関相互の密接な連携のもとに総合的な取り組みとして行うことが示され、市町村計画の策定が努力義務とされました。

また、2019（令和元）年11月に示された、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」では、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の実現に向け、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとしています。

これらを踏まえ、本町における「子どもの貧困対策計画」は、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の施策との調和を図りながら策定し、総合的に推進していきます。



2 子どもの貧困対策に関する取り組み

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。

また、施策の実施状況等の検証・評価では、国が2019（令和元）年11月に大綱で示した、《教育の支援》《生活の安定に資するための支援》《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》《経済的支援》の4つの重点施策と指標に基づき、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めます。

3 具体的な施策

（1）教育の支援

事業名	内容	目標指標	現状値	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。	1	1（29人）	教育委員会 町民福祉課
教育相談体制の充実【再掲】	来所による定期的な個別の面接相談。 電話による相談。 学校訪問相談員を活用した学校との情報交換。 適応指導教室における支援事業。 不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問。 スクールカウンセラーの活用。			教育委員会
個々に応じた多様な指導方法の充実【再掲】	習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導。			教育委員会

(2) 生活の安定に資するための支援

事業名	内容	目標指標	現状値	担当課
労働相談・職業相談の開催協力【再掲】	労働問題及び職業相談の開催協力と広報等による周知。	参加者の募集体制の充実	広報誌による周知	町民福祉課
保護者の生活・就労支援等事業	保護者の生活・就労支援のため保育の確保	就労予定家庭の乳幼児	就労家庭の乳幼児	町民福祉課
給食費の無料化	小・中学校の給食費を無料としている。	全児童・生徒	全児童・生徒	教育委員会
保育料の無償化	全年齢階層の保育料を無償としている。また、2号認定の副食費も無償としている。	全園児	全園児	町民福祉課
医療費の無料化	乳児から高校生までの医療費を無料とする。	乳児から高校生まで	・乳児から中学生まで ・ひとり親世帯の18歳までの子どもと親	町民福祉課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業名	内容	目標指標	現状値	担当課
保護者の生活・就労支援等事業	保護者の生活・就労支援のため保育の確保。			町民福祉課
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力【再掲】	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。			町民福祉課
労働相談・職業相談の開催協力【再掲】	労働問題及び職業相談の開催協力と広報等による周知。			町民福祉課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供【再掲】	男女雇用機会均等法・労働基準法・育児・介護休業法等の周知。			町民福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。			教育委員会 町民福祉課
通常保育事業の推進【再掲】	受入れ体制の整備。			町民福祉課
乳児保育事業の推進【再掲】	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。			町民福祉課
緊急・一時保育事業の推進【再掲】	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業。			町民福祉課
延長保育事業の推進【再掲】	認定こども園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。			町民福祉課



(4) 経済的支援

事業名	内容	目標指標	現状値	担当課
給食費の無料化【再掲】	小・中学校の給食費を無料としている。	全児童・生徒	全児童・生徒	教育委員会
保育料の無償化【再掲】	全年齢階層の保育料を無償としている。また、2号認定の副食費も無償としている。	全園児	全園児	町民福祉課
医療費の無料化【再掲】	乳児から高校生までの医療費を無料とする。	乳児から高校生まで	・乳児から中学生まで ・ひとり親世帯の18歳までの子どもと親	町民福祉課
就学援助費の支給【再掲】	「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。			教育委員会

第7章

計画の推進・評価体制



第7章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が協働しながら、推進していく必要があります。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

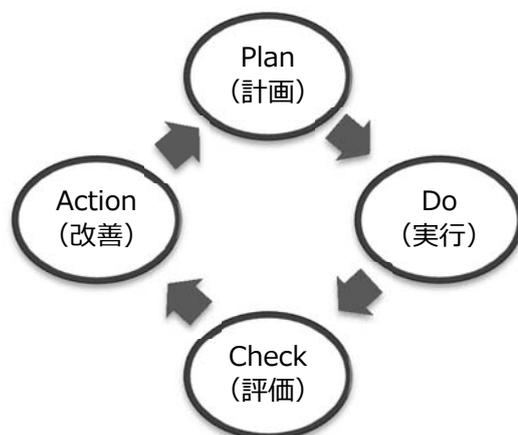
計画に記載した子ども・子育て支援施策については、広報紙、ホームページ等で住民に周知を図ります。

また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくことが必要です。そのためにも、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編

資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取り組みを一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

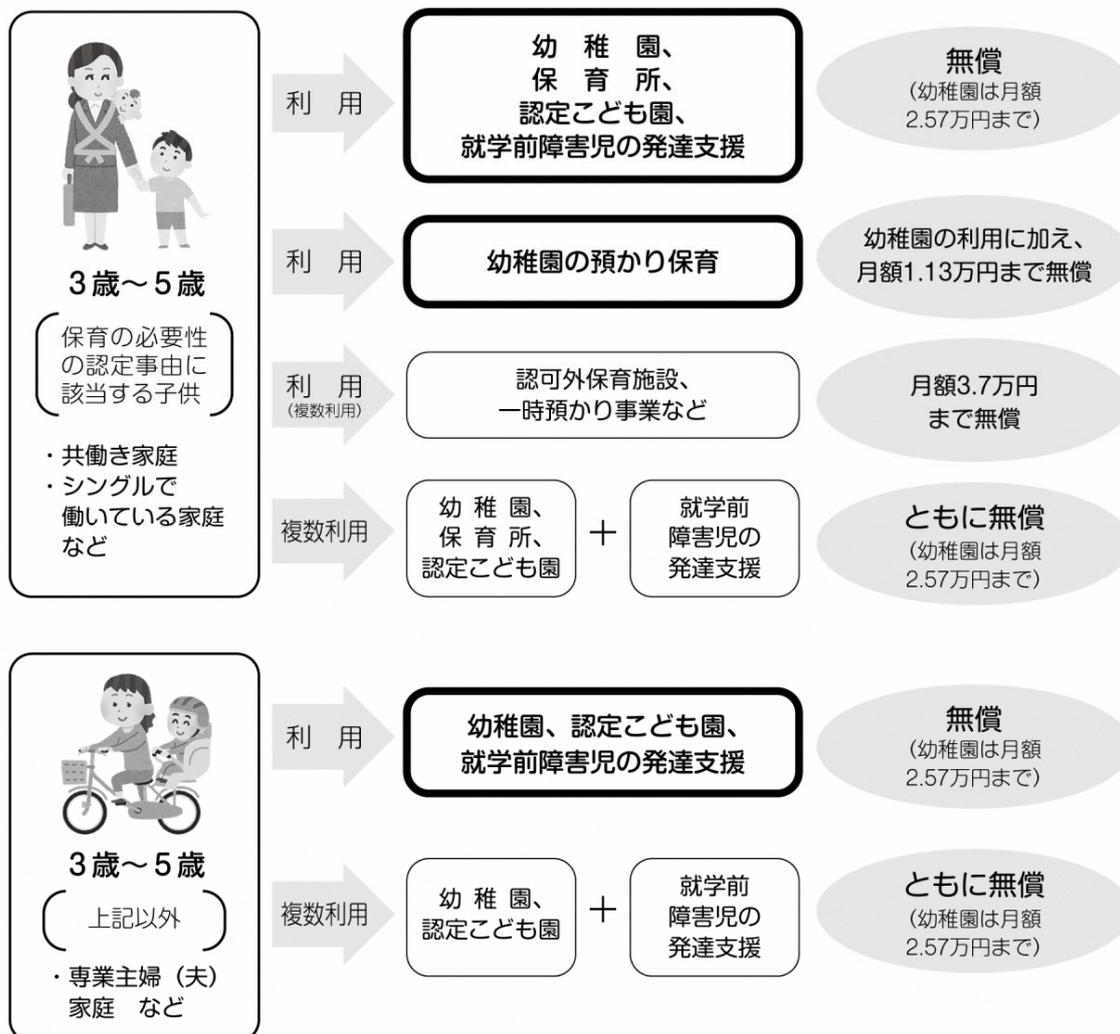
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



2 今別町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置条例

(趣旨)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定に基づき、今別町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員十人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第六条第一項に規定する子どもの保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。))をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援法(法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。))に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に、会長及び副会長それぞれ一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、会長又は副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第七条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 子育て会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の任命のための手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(2) 委員名簿

N0	職名	氏名	所属	備考
1	会長			
2	副会長			
3	委員			
4	委員			
5	委員			
6	委員			
7	委員			
8				
9				

(3) 会議の開催日と審議内容

	開催日・開催場所	審議内容
第1回		(1) (2) (3) (4)
第2回		(1) (2) (3) (4)
第3回		(1) (2) (3) (4)



3 用語解説

あ行

○育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるものです。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられています。

○NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

か行

○休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために、保育施設で行う保育のことです。

○子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

○子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして2012（平成24）年8月に制定された法律です。

さ行

○小1の壁

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、働き方の変更を強いられる問題を指す造語で、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない母親も多くいます。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律です。

国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けています。

○児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねています。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。



た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

は行

○ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことです。

○放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障害者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○病児・病後児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児及び病気の回復期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

や行

○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、または、医療目的にない薬物を不正に使用することです。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられます。

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童のことです。

ら行

○療育

障害者や発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育です。



今別町 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 今別町役場 町民福祉課

住 所 〒030-1502

青森県東津軽郡今別町大字今別字今別1 6 7

TEL 0174-35-3004 FAX 0174-35-2298

URL <https://www.town.imabetsu.lg.jp/>

作業用目次（作業終了後、削除します。）

第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援.....	40
推進施策（１）地域における子育て支援サービスの充実.....	40
推進施策（２）保育サービスの充実.....	41
推進施策（３）子育て支援のネットワークづくり.....	42
推進施策（４）児童の健全育成.....	42
推進施策（５）その他.....	44
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進.....	45
推進施策（１）子どもや母親の健康の確保.....	45
推進施策（２）食育等の推進.....	46
推進施策（３）思春期保健対策の充実.....	47
推進施策（４）小児医療の充実.....	47
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	48
推進施策（１）次代の親の育成.....	48
推進施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	48
推進施策（３）家庭や地域の教育力の向上.....	51
推進施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	53
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備.....	54
推進施策（１）良質な住宅の確保.....	54
推進施策（２）安全な道路交通環境の整備.....	54
推進施策（３）安心して外出できる環境の整備.....	55
推進施策（４）安全・安心なまちづくりの推進等.....	56
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	57
推進施策（１）多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等.....	57
推進施策（２）仕事と子育ての両立の推進と基盤整備.....	58
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保.....	59
推進施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	59
推進施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	60
推進施策（３）被害にあった子どもの保護の推進.....	60
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	61
推進施策（１）児童虐待防止対策の充実.....	61
推進施策（２）母子家庭等の自立支援の推進.....	62
推進施策（３）障害児施策の実施.....	62
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり.....	64

推進施策（１）多様な就労の場の確保と就労の支援	64
推進施策（２）行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進.....	64
第5章 子ども・子育て支援事業の展開.....	67
1 教育・保育事業等の提供区域.....	67
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	68
（１）推計の手順.....	68
（２）子ども人口の推計.....	69
（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	70
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	71
（１）施設型事業.....	71
（２）地域型保育事業.....	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	75
（１）相談支援事業.....	75
（２）訪問系事業.....	77
（３）通所系事業.....	79
（４）その他事業.....	83
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	86
（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	86
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	87
（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方	87
（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	87
（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	87
（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	87
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	88
第6章 子どもの貧困対策.....	91
1 子どもの貧困対策計画策定の趣旨	91
2 子どもの貧困対策に関する取り組み.....	92
3 具体的な施策	92
（１）教育の支援.....	92
（２）生活の安定に資するための支援.....	93
（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	93
（４）経済的支援.....	94
第7章 計画の推進・評価体制	97
1 計画の推進体制	97

2	計画の公表及び周知	97
3	計画の評価と進行管理.....	97
資料編		101
1	幼児教育・保育の無償化について	101
	（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	101
	（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	101
	（3）無償化の対象者・対象範囲等.....	102
2	今別町 子ども・子育て会議条例	104
	（1）設置条例.....	104
	（2）委員名簿.....	105
	（3）会議の開催日と審議内容	105
3	用語解説.....	106